2026年11月13日

各　位

東京都中野区本町一丁目32番2号
会社名　アクセルマーク株式会社
代表者名　代表取締役社長　坂　達典
（コード番号：3624　東証グロース）
問合せ先　取締役　管理本部長
横谷　玲音
（TEL 03-5354-3351）

第三者割当による第34回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2026年11月13日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、株式会社コンヴァノ（東京証券取引所グロース市場　証券コード：6574。以下「割当予定先」又は「コンヴァノ社」といいます。）を割当予定先とする第三者割当の方法による第34回新株予約権（以下「本新株予約権」といい、その発行を「本第三者割当」といいます。また、本新株予約権の発行及び割当て並びにこれらに関連する一連の手続を総称して「本件」といいます。）の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、割当予定先であるコンヴァノ社は、2026年7月2日に払込みが完了した第三者割当による新株式の発行（45,000,000株。以下「前回第三者割当増資」といいます。）により、当社の議決権の68.91%を保有する主要株主である筆頭株主、親会社及び支配株主に該当しております。したがいまして、本第三者割当は、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）第441条の2に定める「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。当社は、本件の実行に当たり、当該支配株主及び当社の経営者から独立した委員で構成される第三者委員会から、本第三者割当を行うことについての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手しております。また、本第三者割当と前回第三者割当増資とを一体とみなして算定した希薄化率は278.97%となり、上場規程第432条に定める25%以上に該当するため、当社は、同条に基づき、第三者委員会から本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手しております（詳細は、後記「９．企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおりであります。）。支配株主との取引等に関する事項の詳細は、後記「１０．支配株主との取引等に関する事項」に記載のとおりであります。

記

１．募集の概要

①	割当日	2026年11月30日
②	新株予約権の総数	116,500個
③	発行価額	総額6,174,500円（本新株予約権1個当たり金53円） ※本新株予約権の発行価額は、独立した第三者算定機関による算定結果を踏まえ、本取締役会において決定したものである。
④	当該発行による潜在株式数	11,650,000株（本新株予約権1個当たり100株） （注）本新株予約権には行使価額の修正条項は付されておらず、潜在株式数は行使価額の修正により変動しない。ただし、別紙の本新株予約権の発行要項（以下「発行要項」という。）第12項に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、同第7項により

		本新株予約権１個当たりの目的である株式の数が調整され、潜在株式数が上記を上回ることがある。
⑤	調達資金の額（差引手取概算額）	367,324,500 円（差引手取概算額 355,324,500 円） ※本新株予約権が全く行使されない場合には、発行価額の総額が発行諸費用の概算額を下回るため、差引手取額は生じない（後記「３．(1)」（注）４参照）。 （内訳）本新株予約権の発行価額の総額　6,174,500 円 行使に際して出資される財産の価額　361,150,000 円
⑥	行使価額及び行使価額の修正条件	１株につき金 31 円（固定。行使価額の修正条項は付されていない。ただし、株式の分割、株式の併合等、発行要項第 12 項に定める場合には、同項の定めに従い行使価額が調整される。）
⑦	行使期間	2026 年 12 月１日から 2028 年 11 月 30 日まで（発行要項第 13 項但書に定める日を除く。）
⑧	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下の割当予定先に全部を割り当てる。 割当予定先：株式会社コンヴァノ　116,500 個
⑨	その他	①本新株予約権の発行は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく届出の効力が発生していることを条件として実施する。 ②当社は、割当予定先との間で、金商法に基づく届出の効力発生後の 2026 年 11 月 30 日付で、本新株予約権の総数の引受けを行う契約として、本新株予約権に係る買受契約（以下「本買受契約」という。）を締結する予定である。本買受契約には、譲渡制限条項に係る定めを設ける。本取締役会においては、会社法第 244 条第３項第２号に基づき、本買受契約の承認を併せて決議している。詳細は、後記「６．(5) その他」に記載のとおりである。 ③本新株予約権には、当社が取締役会の決議により、本新株予約権１個当たりその払込金額（発行価額）と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項（以下「取得条項」という。）が付されている。 ④本新株予約権には、当社が本新株予約権の保有者に対する書面による通知により本新株予約権の行使を停止すべき期間（以下「行使停止期間」という。）を指定することができる旨の条項（以下「行使停止指定条項」という。）が付されている。 ⑤組織再編行為の承認、当社が賛同する公開買付けによる上場廃止の可能性の発生、上場廃止事由等の発生又は東京証券取引所による監理銘柄への指定その他発行要項に定める一定の事由が生じた場合には、当社が残存する本新株予約権の全部を取得する旨が定められている。

（注）上記⑥行使価額（31 円）は、本取締役会決議日の直前営業日（2026 年 11 月 12 日）の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値（34 円）の 90%に相当する金額（30.6 円）の１円未満の端数を切り上げた金額であって、当該終値に対して 8.82%のディスカウントを付した水準であり、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010 年４月１日制定。以下「日

証協指針」といいます。）に定める基準（本取締役会決議日の直前営業日の終値の 90%以上）を満たす水準であり、同指針に準拠したものであります。ディスカウントを設定した理由は、後記「５．(1) ②ディスカウントを設定した理由」に記載のとおりであります。

（参考）本件の日程

年　月　日	内　　容
2026 年 11 月 12 日（木）	行使価額の算定基準日（当社普通株式の終値：34 円）
2026 年 11 月 13 日（金）	取締役会決議、有価証券届出書の提出
2026 年 11 月 29 日（日）	有価証券届出書の効力発生（予定）
2026 年 11 月 30 日（月）	本買受契約の締結（予定）、申込期日、割当日、払込期日
2026 年 12 月 1 日（火）	行使期間開始日（注）
2028 年 11 月 30 日（木）	行使期間満了日

（注）本新株予約権の行使の効力は、発行要項第 17 項第(3)号により、行使請求に必要な全ての事項の通知が行われ、かつ出資される財産の価額の全額が同項第(2)号に定める口座に入金された日に発生するものとされております。

２．募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

① 当社の事業概要

当社グループは、(ｱ)トレカ事業の旗艦店である実店舗「cardéria 池袋店」及び 2025 年 12 月に開設した「cardéria」公式 EC サイトを通じたトレーディングカードの販売及び買取、並びに当社の完全子会社である株式会社 crafty が運営する EC オリパサービス（トレーディングカードを独自に詰め合わせたオリジナルパック（以下「オリパ」といいます。）をインターネットを通じて販売するサービスをいいます。)「アイリストレカ」を通じたオンライン販売等を行うトレカ事業、及び(ｲ)国内の電子書籍業界及びゲーム関連業界等を主要顧客として、デジタル広告配信及び広告運用等を行う広告事業、並びに(ｳ)自社化粧品ブランド「≒4.7（ニアリーフォーセブン)」を中心とした化粧品等の企画及び販売等を行うビューティー＆ウェルネス事業（以下「ビューティー＆ウェルネス事業」といいます。決算短信上は「その他事業」セグメントとして区分しております。）の３つの報告セグメントにより構成されております。

なお、ビューティー＆ウェルネス事業を営んでまいりました当社の完全子会社であるアクセルメディカ株式会社（以下「アクセルメディカ社」といいます。）は、設立以来売上高が一貫して計画を大幅に下回り営業損失が継続し、自力で事業を継続することができない状況に至ったことから、2026 年９月 17 日付「連結子会社の解散及び特別清算の方針決定、債権の取立不能のおそれ並びに事業の当社への引継ぎに関するお知らせ」記載のとおり、同日付で解散し、現在、特別清算手続による清算を進めております（清算結了は 2026 年 12 月下旬頃の予定であります。)。同社が営んでまいりましたビューティー＆ウェルネス事業は当社が引き継ぎ再構築する方針としており、当社は、同社が保有していた自社ブランド「≒4.7」に係る化粧品等の棚卸資産を引き継ぎ、当社において販売することを検討してまいりました。しかしながら、2026 年９月 30 日付「棚卸資産の廃棄処分に伴う特別損失の計上及び追加的な損失の発生可能性に関するお知らせ」記載のとおり、化粧品の販売に必要となる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく化粧品製造販売業許可（以下「化粧品製造販売業許可」といいます。）の新規取得には、総括製造販売責任者の確保をはじめとする人的体制の整備、品質管理及び製造販売後安全管理に係る業務体制の構築並びに当局対応を含む一連の手続に相当の期間と費用を要することが明らかとなった一方、後記③(ｱ)及び(ｲ)記載のとおり、トレカ事業において相場の下落に伴う客単価の低下が続き、オリパの販売を巡る社会的な関心が高まる中で、当社は、限られた経営資源をトレカ事業の立て直し及び管理体制の強化に優先的に投入せざるを得ないことから、当社において化粧品製

造販売業許可を取得する見通しは立たない状況となりました。その結果、当該棚卸資産は、当社において販売することも、相当の対価をもって第三者に譲渡することもできない状況となったため、当社は、これを廃棄処分により処理することといたしました。このため、当社グループの広義のヘルスケア領域（美と健康に関連する商品及びサービスの分野をいい、以下「ヘルスケア領域」といいます。）を含むビューティー＆ウェルネス事業は、実質的に停止状態にあり、当社において同事業を再開する見通しは現時点において立っておらず、同事業の売上高は当面ゼロに近い水準にとどまる見込みであります。

当社グループは、これまで、トレカ事業の拡大及びヘルスケア領域における事業の拡大を成長戦略として掲げ、事業構造の転換及び収益基盤の強化に取り組んでまいりました。もっとも、当社グループは、長期にわたり営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを継続して計上しており、本日公表の「2026 年９月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」記載のとおり、2026 年９月期においても営業損失を計上いたしました。当社グループの既存事業（トレカ事業及び広告事業）は営業損失から脱することができておらず、当社は、既存事業の黒字化への道筋を現時点において見出すことができておりません。加えて、上記のとおりビューティー＆ウェルネス事業を営んでまいりましたアクセルメディカ社は事業運営の継続が困難となり解散に至り、当社グループが連結業績の黒字化を実現するための重要領域と位置付けてきたヘルスケア領域における成長戦略は、その出発点において重大な停滞を余儀なくされております。当社グループは、既存事業の黒字化への道筋が見出せない中で、これを補うものと位置付けてきたヘルスケア領域を含むビューティー＆ウェルネス事業が実質的に停止状態にあるという、収益基盤が大きく損なわれかねない厳しい状況に置かれております。また、当社は、2026 年９月期の連結決算において、上記の棚卸資産の廃棄処分に伴う棚卸資産評価損のほか、本日公表の「連結決算における営業外費用、特別損失及び法人税等調整額の計上に関するお知らせ」記載のとおり、トレーディングカード相場の下落に伴いトレカ事業の赤字幅が拡大したことを受けて、当社のトレカ事業の実店舗に係る固定資産及び当社の完全子会社である株式会社 crafty に係るのれんについて減損損失を特別損失として計上するとともに、同社が計上していた繰延税金資産の全額を取り崩しております（本日公表の「2026 年９月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照ください。）。

なお、当社は、前回第三者割当増資に係る 2026 年５月 29 日付の開示（後記②において定義する「前回開示」をいいます。）において、ヘルスケア領域における成長戦略の実行により 2027 年９月期以降の連結営業利益段階及び連結経常利益段階における黒字化を実現することを経営目標として掲げておりましたが（前回開示「Ⅰ．２．(2)」参照）、その後、ヘルスケア領域における投資は実質的に進捗せず、アクセルメディカ社の解散に至り、当社においてビューティー＆ウェルネス事業を再開する見通しも立っていないことを踏まえますと、当該目標に対応する期間、すなわち第 35 期（当社は、2026 年 10 月 22 日付「決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、同日開催の取締役会において、2026 年 12 月 23 日開催予定の第 34 期定時株主総会において定款の一部変更に係る議案が承認可決されることを条件として、決算期を毎年９月 30 日から毎年 12 月 31 日に変更することを決議しており、当該議案が承認可決された場合、第 35 期は 2026 年 10 月１日から 2027 年 12 月 31 日までの 15 か月間の経過期間となります。以下「2027 年 12 月期」といいます。）における連結業績の黒字化は見込んでおらず、本日公表の 2027 年 12 月期の連結業績予想においても営業損失を見込んでおります（後記②参照）。当社は、かかる厳しい状況を率直に認識し、後記②記載のとおり、財務戦略を大幅に転換して、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針とした上で、当面の間、経営資源を既存事業の再構築、とりわけ既存のトレカ事業に集中するとともに、ヘルスケア領域における M&A については前回第三者割当増資により調達した資金の範囲内において検討するにとどめ、当該範囲を超える大型の M&A は当面行わないことといたしました。

当社は、本第三者割当により既存事業のうちトレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金を確保し、同事業における在庫の入替え、高単価のトレーディングカードの在庫確保を通じたオリパの販売の拡大、在庫回転の改善及び高採算商材への注力、並びに広告事業におけるトレーディングカード関連の広告の取扱いの強化（本第三者割当により調達する資金は充当せず、同事業の資金の範囲内で実施いたします。後記③(ヶ)参照）を含む収益構造の改革を、本第三者割当により調達する資金の支出予定時期である 2026 年 12 月から 2028 年 12 月までの期間において、早期に着手し段階的に積み重ねることにより、

長期的な収益性の改善を図り、その延長線上で連結業績の黒字化を長期的に目指していく方針であります。もっとも、後記③記載のとおり、トレーディングカード市場は相場の下落と売買単価の低下が続き、当社グループの売上高の拡大を牽引してきたトレカ事業は相場の下落により赤字幅が大幅に拡大した事業となっており、同市場の先行きは不透明であるほか、広告市場においても主要顧客の出稿需要の回復が見込めない状況が続いております。加えて、後記③(イ)記載のとおり、オリパの販売を巡る訴訟の提起に伴う社会的な情勢の変化（当社グループは当該訴訟の当事者ではないものの、法律事務所等から多数の問い合わせが寄せられております。）により、オリパの販売に対する規制強化の可能性が高まっており、当社は、規制強化の進展に先立ちオリパの販売に必要な高単価のトレーディングカードの在庫を確保し、市場シェアの獲得を目指す方針でありますが、規制強化の内容及び程度によってはトレカ事業の収益に重大な影響が生じるおそれがあります。

このような市場環境の逆風と不安定さの下では、既存事業の収益性は当社の努力のみでは左右し得ない外部要因に大きく左右され、黒字化は難易度の高い課題であります。この局面において収益構造の改革に着手することができなければ、当社グループの収益基盤が一層損なわれ、その後の立て直しが困難となるおそれがあるものと認識しております。

② 前回第三者割当増資の払込完了並びにコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結及び解除

当社は、2026 年５月 29 日付「第三者割当による新株式の発行、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動並びにコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結に関するお知らせ」（以下「前回開示」といいます。）記載のとおり、コンヴァノ社を割当先とする前回第三者割当増資（払込金額の総額９億円）を実施するとともに、同社を貸付人とする融資極度額 30 億円のコミットメント型タームローン・ファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といい、同契約により設定される融資枠を「本ファシリティ」といいます。）を締結いたしました。本ファシリティ契約における貸付実行可能期間は同契約の締結日から５年間（自動更新条項あり）、利率は年率 2.0%（固定）とされ、個別貸付の弁済期限は実行日から３年後の応当日を原則としておりました（本ファシリティ契約は、下記のとおり 2026 年 10 月 22 日付で解除しております。）。

前回第三者割当増資については、2026 年７月２日開催の当社臨時株主総会において必要な全ての議案が承認可決され、同日付で払込みが完了しております。前回第三者割当増資に係る希薄化率は 221.53%であり、既存株主の皆様には既に大規模な希薄化が生じております。これにより、コンヴァノ社は当社の議決権の 68.91%を保有する主要株主である筆頭株主、親会社及び支配株主に該当することとなりました。また、コンヴァノ社の指名に基づき、同日付で新たに６名の取締役が就任し、ヘルスケア領域に知見を有する取締役に業務分掌を集約する新体制へ移行しております。

前回第三者割当増資により調達した資金（差引手取概算額 867 百万円）は、前回開示「Ⅰ．３．(2)」記載のとおり、①運転資金 35 百万円（支出予定時期：2026 年７月から同年９月まで。本日現在、全額充当済みであります。）、及び②ヘルスケア領域における M&A 関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金 832 百万円（支出予定時期：2026 年 10 月から 2028 年 12 月まで。本日現在の充当額は 20 百万円、未充当残高は 812 百万円であります。後記③(ア)参照）に充当する方針であり、当該方針に変更はありません。

その後、当社グループにおいては、前回第三者割当増資に係る払込みの完了（2026 年７月２日）後に、前記①記載のアクセルメディカ社の清算方針の決定、トレーディングカード相場の下落に伴うトレカ事業の赤字幅の大幅な拡大（2026 年９月期における同事業のセグメント損失は 182 百万円）、並びにオリパの販売を巡る訴訟の提起に伴う社会的な情勢の変化（当社グループは当該訴訟の当事者ではないものの、法律事務所等から多数の問い合わせが寄せられております。）という不測の事態が、前回第三者割当増資及び本ファシリティ契約の締結の時点では想定していなかった規模及び速度で相次いで顕在化し、当面の間、営業損失の計上が継続する見込みとなりました（本日公表の「2026 年９月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、2027 年 12 月期（2026 年 10 月１日から 2027 年 12 月 31 日までの 15 か月間）の連結業績予想は、売上高 1,402 百万円、営業損失 613 百万円、経常損失 633 百万円、親会社株

主に帰属する当期純損失634百万円であり、決算期の変更に係る定款の一部変更議案が2026年12月23日開催予定の第34期定時株主総会において承認可決されることを前提としております。)。これにより、事業から生み出すキャッシュ・フローによって借入金の返済原資を確保するという本ファシリティ契約の前提は失われ、当社は、財務戦略の大幅な転換を余儀なくされました。

当社は、営業損失の計上が継続する見込みの下で借入れにより資金を調達することは、返済原資の見通しが立たないまま有利子負債を増加させるものであり、また、借入れを原資とする企業買収において取得した事業に係るのれんの減損損失を計上した場合には、借入金の返済義務が残存したまま純資産のみが減少し、当社が債務超過に陥るおそれがあるなど、当社の財務健全性を損ない、返済が困難となった場合には債権者による債権の回収が本格化して事業の継続そのものが困難となるなど、少数株主の皆様を含む既存株主の皆様に重大な不利益を生じさせるおそれがあるものと判断いたしました。

これに対し、エクイティによる資金調達を原資とする場合には、資金調達に伴い純資産が増加するため、のれんの減損損失を計上した場合においても、債務超過に陥るおそれを相対的に低減することができます。そこで、当社は、今後の資金調達について、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針へと財務戦略を大幅に転換いたしました。

本ファシリティ契約は、かかる方針の転換に伴い不要となったことから、当社は、借入れを予定しない本ファシリティ契約を存続させることも検討した上で、資本政策の明確化、財務規律の確保及び契約の維持に伴う管理部門の負担の解消の観点から、コンヴァノ社に対して本ファシリティ契約の解除を申し入れました。コンヴァノ社は、当社の急激な事業環境の変化及びこれに伴う財務戦略の転換に理解を示し、当該申入れに応じ、2026年10月22日付で、当社と同社との間で本ファシリティ契約を合意により解除いたしました（同日付「親会社とのコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の解除に関するお知らせ」参照)。本ファシリティ契約の解除は、当社の財務戦略の転換に基づき当社から申し入れたものであり、コンヴァノ社から要請を受けたものではなく、コンヴァノ社の当社に対する支援方針の変更によるものでもありません。また、本ファシリティ契約の解除は、本第三者割当の実施を条件とするものではありません。本ファシリティ契約に基づく借入れは実行しておらず、当該解除に伴う違約金その他の金銭の授受もありません。

当社は、当面の間、経営資源を既存事業の再構築、とりわけ既存のトレカ事業に集中する方針であります。大型のM&Aの実行には、対象会社の調査、契約交渉及び取得後の統合作業（PMI）に多大な経営資源及び管理部門の人的資源を要するところ、上記の訴訟の提起以降、法律事務所等からの多数の問い合わせへの対応のため当社の管理部門の人的資源はひっ迫しており、現時点において大型のM&Aを実行できる状況にはありません。このため、当社は、ヘルスケア領域におけるM&Aについては、前回第三者割当増資によりヘルスケア領域におけるM&A関連資金及び事業投資資金として調達した資金(832百万円)の範囲内において、借入れに依存することなく引き続き検討するにとどめ、当該範囲を超える大型のM&Aは当面行わず、これを実行し得る状況となった段階で、エクイティ・ファイナンス等による資金調達を改めて検討する方針であります。また、既存事業の運転資金については、返済を要しない自己資本により確保することを基本としており、本第三者割当は、かかる方針に基づき、既存事業のうちトレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金を確保するために実施するものであります（広告事業に係る運転資金については、後記③(ｳ)記載のとおり、取扱高を同事業の資金の範囲内で管理することにより対応することとし、本第三者割当により調達する資金は充当いたしません。)。

③　新体制への移行後に認識した既存事業に関する経営課題

新体制への移行後、当社は、コンヴァノ社の指名に基づき就任した取締役及びコンヴァノ社から派遣を受けた専門人材の関与の下、当社グループの各事業（トレカ事業、広告事業及びビューティー＆ウェルネス事業）に係る事業内容、収益構造、業務プロセス及び資産・負債の状況について、詳細な精査を実施いたしました。当該精査の結果、当社は、以下の(ｱ)ないし(ｳ)に記載する経営課題を認識するに至っております。

(ｱ)　トレカ事業における商品仕入資金の構造的な不足

当社グループの売上高の拡大を牽引してきたトレカ事業は、実店舗及びECサイトにおける商品在庫の質及び量が売上高に直結する事業特性を有しており、売上高の拡大には、これに先行する商品仕入資金の投下が不可欠であります。当社のトレカ事業の売上高は、本日公表の「2026年９月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」記載のとおり、2026年９月期において前期比で大幅に伸長しておりますが、トレーディングカードの相場は、2026年５月から６月にかけて、未開封BOXの買取価格を中心に下落が見られたものの（後記（注）参照)、この時点における当社の取扱商品の売買単価の低下は数%程度にとどまり、同事業の月次売上高にも顕著な影響は生じていなかったことから、当社は、当該下落を相場の通常の変動の範囲内のものと認識しておりました。しかしながら、前回第三者割当増資の払込み後の2026年７月以降、相場の下落は主要タイトルであるポケモンカードゲーム及びONE PIECEカードゲームの大半の商品に広がり、市場全体として本格的な下落局面に転じ（後記（注）参照)、当社が取り扱う商品の売買単価は、販売・買取の双方において顕著に低下いたしました。相場は投機的な需給に左右されて短期間に大きく変動し、下落がいつ、どの水準で止まるのかを見通すことは困難であり、市場環境は不安定な状況にあります。当該相場の下落を受けて客単価が大幅に低下した結果、同事業の月次売上高は、2026年７月において同年６月と比較して約30百万円減少し、その後も回復に至らないまま低迷が続いており、同事業の売上高は減少局面に転じております。当社は、現在の商品構成及び在庫の水準のままでは同事業の収益性が回復する見通しは立たず、在庫の質及び量の抜本的な改善が同事業の収益構造の改革に不可欠であると認識しております。しかも、当社が保有する在庫の価値は相場の下落に伴い低下しており、時間の経過に伴い当社の損失が拡大し、改革に充当し得る原資が減少するおそれがあります。

（注）トレーディングカードの二次流通市場における取引価格については、当社の確認した範囲では、公的機関又は業界団体による価格統計が公表されていないため、当社は、複数の買取店舗の買取価格を１日３回自動収集し、その集計方法とともに集計結果を公表している情報サイト「ポケカ買取チェッカー」(https://pokeca-box-hikaku.com/）の公表データを参照しております。同サイトが公表する各商品の未開封BOXの最高買取価格（掲載店舗のうち最も高い買取価格）の変化によれば、ポケモンカードゲームについては、2026年５月６日から同年６月６日までの期間において集計対象67商品のうち49商品が下落し（平均変化率△9.5%)、同年８月16日から同年10月15日までの60日間においても集計対象36商品のうち31商品が下落しております（平均変化率△7.5%)。また、ONE PIECEカードゲームについては、同じ60日間において集計対象23商品のうち22商品が下落しております（平均変化率△22.1%。残る１商品は横ばい)。なお、同サイトの集計は未開封BOXの買取価格を対象とするものであり、当社の取扱商品の売買単価及び月次売上高に対する影響は、本文記載のとおり、2026年７月以降に本格的に顕在化しております。

この結果、トレカ事業は、2026年９月期の売上高の伸長にもかかわらず赤字幅が大幅に拡大し、保有在庫の評価損失のリスクにも直面する非常に厳しい状況にあります。他方で、市況の悪化局面においては、相場に対応した機動的な仕入れと在庫の入替えが一層重要となるため、事業の継続に必要な商品仕入資金の規模は、売上高の減少にかかわらず縮小するものではありません。加えて、後記(ｲ)記載のとおり、当社は、オリパの販売を縮小するのではなく、規制強化の進展に先立ちオリパの販売に必要な高単価のトレーディングカードの在庫を確保して市場シェアの獲得を目指す方針であり、高単価のトレーディングカードの確保に伴い、商品仕入資金の需要は一層増大する見込みであります。

しかしながら、当社グループは継続して重要な営業損失を計上しており、既存事業の黒字化及び営業活動によるキャッシュ・フローの創出は非常に難易度が高いことから、当該仕入資金の全額を自己資金により確保することは困難な状況にあります。なお、2026年９月期末における当社グループの現金及び預金の残高は918百万円であります。前回第三者割当増資により調達した資金の本日現在の充当状況は、前記②記載の使途のうち①運転資金35百万円に35百万円、②ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及び事業投資資金832百万円に20百万円の合計55百万円であり、未充当残高は812百万円であります。当該未充当残高は上記②のヘルスケア領域におけるM&A関連資金及び事業投資資金に充当することを予定しているものであり、後記「２．(1) ⑦」記載のとおり、既存事業の運転資金に振り替えることは予定しておりません。また、当社は、前記「２．(1) ②」記載のとおり、財務戦略の転換に伴い2026

年10月22日付で本ファシリティ契約を解除しており、借入れにより当該仕入資金を確保することは予定しておりません。したがいまして、当社は、トレカ事業に係る資金需要については、本第三者割当により別途これを確保する必要があるものと判断しております。

(ｲ)　オリパの販売に対する規制強化の動き及び市場シェアの獲得に向けた在庫確保の必要性

当社グループのトレカ事業の売上高は、実店舗及び公式ECサイトにおける現物のトレーディングカードの販売及び買取と、当社の完全子会社である株式会社craftyが運営するECオリパサービス「アイリストレカ」を通じたオリパの販売により構成されており、オリパの販売は、同事業の売上高の重要な部分を占めております。オリパの販売については、かねてより、レアカードの排出確率、還元率その他の取引条件に係る表示の適正性（不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第５条第１号に定める優良誤認表示及び同条第２号に定める有利誤認表示の該当性)、購入者が取得したカードを運営事業者が買い取り又はポイントに再交換する仕組みの適法性、並びに特定商取引に関する法律、資金決済に関する法律及び古物営業法その他の関係法令の適用関係について法的な論点が指摘されており、当社グループは、関係法令を遵守した運営に努めてまいりました。しかしながら、2026年９月17日、オリパの販売サイトを運営する５社に対し、購入者38名が、レアカードの排出確率及び還元率を実際よりも高く表示した誇大広告により損害を被ったとして、計約２億７千万円の損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した旨が、原告代理人弁護団による記者会見において公表されました。当社及び当社子会社は当該訴訟の当事者ではないものの、当該提訴の公表以降、当社グループに対しても法律事務所等からの問い合わせが多数寄せられており、その対応のため、当社の管理部門の人的資源はひっ迫しております。

当社は、当社グループにおけるオリパの販売について、関係法令を遵守して適切に運営しており、違法性はないものと認識しておりますが、当該提訴により、オリパの販売に係る表示及び取引の仕組みに対する社会的な関心は急速に高まっており、当社は、今後、消費者庁による景品表示法に基づく調査及び措置命令その他の行政処分、法令又は業界における自主規制の強化等を通じて、オリパの販売に対する規制が強化される可能性が高まったものと認識しております。当社は、2026年９月30日付「棚卸資産の廃棄処分に伴う特別損失の計上及び追加的な損失の発生可能性に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、かかる社会的な関心の高まりを踏まえ、オリパの販売に係る表示内容、提供確率の開示方法及び運営体制について点検及び見直しを行う必要があると認識しており、トレカ事業の立て直しと併せて、管理体制の強化に経営資源を優先的に投入してまいります。

当社は、オリパの販売に対する規制の強化が進んだ場合には、適正な表示の下で、表示どおりのトレーディングカードを在庫として確保し、これを購入者に確実に提供することができる事業者に需要が集約され、オリパの市場は再編の局面を迎えるものと考えております。オリパは、高単価のトレーディングカードを上位の賞（いわゆる当たり）として組み入れることにより商品としての魅力が形成される商品であり、当該高単価のトレーディングカードを確実に仕入れる必要があることから、その仕入れに要する資金は、現物のトレーディングカードの販売に比して大きくなる傾向にあります。当社は、かかる認識の下、オリパの販売を縮小するのではなく、規制強化の進展に先立ち高単価のトレーディングカードの在庫を十分に確保し、適正な表示の下で表示どおりの商品を確実に提供する体制を整えることにより、オリパの市場が再編される局面において市場シェアの獲得を目指す方針であります。もっとも、当該方針の実行には、これに先行する多額の商品仕入資金の投下が不可欠であるところ（当社がオリパの上位の賞として組み入れる高単価のトレーディングカードの仕入価格は、１枚当たり約100万円であります。)、当社グループは営業損失が継続しており、当該資金を、前回第三者割当増資の未充当資金（ヘルスケア領域への充当を予定しております。）を除く手元資金により確保することは困難であります。また、他の事業者も規制強化に備えて高単価のトレーディングカードの確保を進めることが想定され、その調達競争は今後激化するものと考えられることから、在庫の確保が遅れた場合には、高値での仕入れを余儀なくされ、又は必要な数量を確保することができず、市場シェアを獲得する機会を失うおそれがあります。本第三者割当による資金調達が実現しない場合には、当社は、規制強化の進展に先立って必要な在庫を確保することができず、オリパの市場が再編される局面において市場シェアを獲得する機会を失うおそれがあるものと認識しており、本第三者割当は、当該機会を逸することなく必要な在庫を確保するために必要な資金調達であると考えております。

他方で、オリパの販売に対する規制の強化は、その内容及び程度によっては、当社グループの事業にも重大な影響を及ぼすおそれがあります。行政処分、法令若しくは業界における自主規制の強化によるオリパの販売方法、表示内容若しくは換金の仕組みに係る制約、クレジットカード会社その他の決済事業者による決済手段の提供の停止若しくは制限、又はオリパ全般に対する消費者の信頼の低下に伴う需要の減少が生じた場合には、当社グループにおけるオリパの販売についても、その方法の変更若しくは縮小を余儀なくされ、又は売上高が大幅に減少するおそれがあり、とりわけ、行政処分、法令若しくは業界における自主規制の強化又は決済手段の提供の停止が生じた場合には、株式会社 crafty によるオリパの販売は、その全部又は一部について継続することが困難となるリスクが存在しております。これらの事由は、いずれも当社の努力によって回避し得るものではなく、その発生の時期及び程度を予測することもできません。この場合、オリパの販売のために確保した高単価のトレーディングカードの在庫は、実店舗及び公式 EC サイトにおいて現物として販売することとなりますが、前記(ｱ)記載のとおりトレーディングカードの相場は下落局面にあり、その売却価格は相場の動向に左右されるため、在庫の評価損失が生じるおそれがあります。当社は、オリパの販売の拡大が、これらのリスクが当社グループの業績に及ぼす影響を一層大きくするものであることを認識した上で、規制の動向を注視し、適正な表示及び関係法令の遵守を徹底するとともに、現物のトレーディングカードの販売及び買取とオリパの販売との間で在庫を機動的に振り向けることにより、当該リスクの軽減に努めてまいります。

また、当社及び当社子会社は上記の訴訟の当事者ではありませんが、今後、当社グループを相手方とする訴訟その他の請求がなされる可能性を完全には否定できず、その場合には、対応に要する費用及び人的負担の増加並びに当社グループの信用への影響が生じるおそれがあります。また、今後の規制の動向、購入者からの請求その他の状況によっては、オリパの購入者に対する返金等の対応を要することとなる可能性があり、当該対応を要することとなった場合には相応の資金の支出が見込まれることから、当社グループにとって、運転資金を確保する必要性は一層高まっております（なお、当該返金等の対応に要する資金は本第三者割当の資金使途には含めておらず、本第三者割当により調達する資金の使途は、後記「３.(2)」記載のとおり、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金に限られます。）。

(ｳ)　広告事業の状況

広告事業は、広告配信に係る媒体費等を媒体社に対して先行して支払う一方、広告主からの入金は当該支払後となる取引形態を採用しているため、事業規模に応じた運転資金の確保が構造的に必要となります。加えて、同事業においては、当社の主要顧客である国内の電子書籍業界及びゲーム関連業界の事業者からの当社に対する広告出稿が本格的な回復に至っておらず（当社の受注実績に基づくものであります。なお、電子書籍市場は、インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書 2026」（2026 年７月 28 日発行）において、2025 年度の市場規模が前年度比 2.1％増の 6,846 億円と推計され、急成長期から緩やかな拡大を続ける成熟期へ移行したとされており、当社は、同市場の成長率の鈍化に伴い、主要顧客における広告宣伝費の拡大余地も限定的なものとなっているものと認識しております。）、2026 年９月期の売上高は前期比で大幅に減少しております。

当社は、同事業について、案件の選別及び運用効率の改善を進めるとともに、トレカ事業を通じて蓄積したトレーディングカード市場に関する知見及び関連事業者との接点を活用し、トレーディングカード関連の広告の取扱いを強化することにより、特定の顧客業界への依存度の低減を図るなど、収益構造の改革に取り組んでおりますが、売上高の減少傾向に歯止めがかかる見通しは立っておらず、当社による営業活動及び運用改善の取組みに加え、主要顧客業界の広告予算の動向という当社がコントロールできない要因にも業績が大きく左右される中で、同事業が今後も縮小を続け、現在の事業規模を維持することが困難となる可能性も否定できません。当社は、かかる可能性がある以上、同事業の収益構造の改革に早期に手を打つ必要があると認識しておりますが、同事業の媒体費等の先行支払は取扱高に応じて発生するものであり、取扱高を同事業の資金の範囲内で管理することにより事業を継続しながら対応することが可能であることから、本第三者割当により調達する資金は同事業には充当せず、トレカ事業に集中して充当することといたしました（後記⑥参照）。

なお、当社は、トレーディングカード関連の広告の取扱いに当たっては、前記(ｲ)記載のオリパの販売を巡る社会的な情勢を踏まえ、景品表示法その他の関係法令を遵守した適正な表示の確保に十分留意して

まいります。

上記(ｱ)ないし(ｳ)の課題は、いずれも当社グループの事業特性に由来するものでありますが、前回第三者割当増資の払込み後に生じた前記②記載の不測の事態によりその規模及び緊急性が大きく変化したものであり、新体制への移行後の詳細な精査を経て、その対応に必要な資金の規模及び発生時期を具体的に見積もるに至ったものであります（当該見積りに基づき本第三者割当の資金使途とした上記(ｱ)及び(ｲ)の課題に対応する資金使途及び金額は、後記「３．(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。）。なお、前回開示「Ⅰ．３．(2)」においては、2027年９月期以降の運転資金について本ファシリティ契約を活用し、必要に応じて充足する旨を記載しておりましたが、前記②記載の財務戦略の転換に伴い、既存事業の運転資金は返済を要しない自己資本により確保することとし、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金を本第三者割当により確保することとしたものであります。当社は、上記(ｱ)及び(ｲ)の課題に対応するための資金を、前回第三者割当増資により調達した資金とは別途に確保することが、当面の間、経営資源を集中する既存事業、とりわけトレカ事業の事業基盤を維持するために不可欠であると判断しております。

市場環境が急速に悪化する中では、運転資金を早期に確保し、高単価のトレーディングカードの在庫の確保を含む相場に対応した仕入れと収益構造の改革に直ちに着手できるか否かが、既存事業の収益基盤の再構築に大きく影響するものであり、着手が遅れるほど、その実現可能性は低下してまいります。当社は、この局面を、既存事業を立て直す上で重要な局面であると位置付けており、早期の対応が必要な状況にあると認識しております。

④　上場維持基準への適合状況

当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場しておりますが、同市場における上場維持基準のうち時価総額に係る基準（上場から10年を経過した後の事業年度の末日において時価総額40億円以上。上場規程第501条第１項第３号）について、当社は、経過措置の適用を受けていた期間中の2023年12月27日付で「上場維持基準の適合に向けた計画」を開示し、同基準への適合に向けた取組みを進めてまいりました。その後、経過措置の終了に伴い本来の上場維持基準が適用されることとなった2025年９月末日を基準日とする判定において、当社は同基準に適合しない状況にあり、１年間の改善期間の満了日は2026年９月末日とされておりました。

当該改善期間中に実施した前回第三者割当増資による上場株式数の増加及びその後の当社株価の推移等により、当社株式は、2026年９月末日を基準日とする判定において同基準に適合しております（2026年10月１日付「上場維持基準への適合に関するお知らせ」参照。当該判定における時価総額は51億円であり、2026年９月30日以前３か月間の日々の最終価格の平均値(79.50円)に同日時点の上場株式数(65,313,200株）を乗じて算出された金額（5,192百万円）の億円未満を切り捨てたものであります。）。もっとも、同基準を上回る幅は大きくなく、本取締役会決議日の直前営業日（2026年11月12日）における当社普通株式の終値（34円）に同日時点の上場株式数（65,313,200株）を乗じて算出した時価総額は約22億円と、同基準（40億円）を下回る水準にあります。次回の判定（前記の決算期の変更が承認された場合、その基準日は2027年12月31日となり、同日以前３か月間の日々の最終価格の平均値に基づき判定されます。）までに当社株価が回復しない場合には、同基準に適合しないこととなる可能性が現実に存在しております。

当社の業績は、2027年12月期の連結業績予想において連結売上高の約８割をトレーディングカード関連の売上高（当社のトレカ事業及び連結子会社である株式会社craftyのオリパの販売に係る売上高）が占める見込みであるなど、トレーディングカードの相場の動向に非常に大きく左右される状況にあり、当社株式は、上場維持の観点からも予断を許さない状況にあります。同基準への適合は事業年度の末日を基準日として判定されるものであるため、今後の判定において同基準に適合しないこととされ、１年間の改善期間内にも適合しなかった場合には、当社株式は上場廃止となります。当社は、同基準への安定的な適合を継続するため、企業価値の向上に取り組んでまいりますが、既存事業の黒字化への道筋が見出せず、これを補うものと位置付けてきたヘルスケア領域を含むビューティー＆ウェルネス事業も実質的に停止状態にある現状において、企業価値の向上は容易ではない課題であると認識しております。

また、グロース市場の上場維持基準には、時価総額に係る基準のほか、流通株式比率が25%以上である

ことを求める基準が定められているところ、割当予定先は当社の主要株主である筆頭株主かつ親会社であり、その所有する株式は流通株式に該当いたしません。したがいまして、本新株予約権の全部が行使され、割当予定先が当該行使により取得した株式の全部を保有した場合には、割当予定先の持株比率は 73.61%となり、当社の流通株式比率は 26.39%を上回ることはなく、役員その他の者が所有する株式を控除した後の実際の流通株式比率は、同基準に定める 25%を下回るおそれがあります。割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、当社株式の流動性及び流通株式比率を考慮し、適切なタイミングで売却する予定である旨を表明しておりますが（後記「６．(3)」参照）、売却の時期及び数量は当社株式の株価及び出来高の動向その他の市場環境に左右されるため、同基準の判定の基準日（事業年度の末日）までに流通株式比率の低下が解消されない可能性があります。同基準に適合しない状態となった場合には、１年間の改善期間を経てなお適合しないときは、当社株式は監理銘柄（確認中）に指定され、その後当社が提出する改善期間経過後の基準日（事業年度の末日）時点の株式等の分布状況に基づく東京証券取引所の審査の結果、流通株式比率が適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定され、上場廃止となります。当社は、本新株予約権の行使及び割当予定先による売却の状況に応じて流通株式比率の推移を継続的に把握し、必要に応じて行使停止指定条項に基づき本新株予約権の行使を停止させることを含め、必要な対応を講じてまいります（ただし、当社株式が監理銘柄に指定された場合には、発行要項第 15 項第(6)号により、同指定の日から取得日までの期間について行使停止期間を指定することはできません。後記「２．(2) ③」参照）。

⑤　継続企業の前提に関する注記の状況

当社グループは、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していたことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとして、2024 年９月期の決算から「継続企業の前提に関する注記」を記載しておりました。

その後、2026 年８月 14 日付「『継続企業の前提に関する注記』の解消に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社は、前回第三者割当増資による９億円の払込みの完了及び本ファシリティ契約に基づく融資極度額 30 億円の資金調達枠の確保という合計 39 億円規模の資金調達パッケージを反映した今後の事業計画及び資金繰り計画について保守的に検討した結果、前回第三者割当増資に係る払込みの完了日の翌日から少なくとも１年間の事業継続に必要な資金を確保できる見通しとなり、資金繰りに係る重要な不確実性は解消されたものと判断し、2026 年８月 14 日公表の「2026 年９月期第３四半期 決算短信〔日本基準〕(連結)」において当該注記の記載を解消いたしました。

なお、当社は、前記②記載のとおり、2026 年 10 月 22 日付で本ファシリティ契約を解除いたしましたが、本ファシリティ契約に基づく借入れは実行しておらず、当該解除により当社の現預金の残高に変動は生じておりません。しかしながら、2026 年８月における当該注記の解消は、前回第三者割当増資による払込みの完了に加え、本ファシリティ契約に基づく融資極度額 30 億円の資金調達枠の確保を前提とした事業計画及び資金繰り計画に基づくものであったところ、本ファシリティ契約の解除により、当該資金調達枠は失われております。また、重要な営業損失等の状況は継続しており、既存事業の黒字化は非常に難易度の高い課題であることに加え、前記①記載のアクセルメディカ社の解散及び特別清算に関し、2026 年９月 17 日付「連結子会社の解散及び特別清算の方針決定、債権の取立不能のおそれ並びに事業の当社への引継ぎに関するお知らせ」に記載のとおり、同社は債務超過の状態にあり、当社の同社に対する貸付金はその大部分が回収不能となる可能性が高い見込みであるほか、前記①記載のとおり、当社において化粧品製造販売業許可を取得する見通しが立たないことから、同社から引き継いだ棚卸資産を廃棄処分により処理することとし、ヘルスケア領域を含むビューティー＆ウェルネス事業は実質的に停止状態にあり、その再開の見通しも立っていないなど、当社グループは、既存事業とヘルスケア領域の双方において収益化の見通しが立たず、加えてトレーディングカード市場及び広告市場の先行きが不透明であり、前記③(ｲ)記載のとおりオリパの販売に対する規制強化の可能性が高まる中で、自らの事業活動によって十分な資金を生み出すことができない厳しい状況にあり、重要な営業損失等の計上の継続をはじめとする、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は引き続き存在しております。

継続企業の前提に関する注記の要否は、かかる事象又は状況の存在のみによって定まるものではなく、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を踏まえてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かにより判断されるものであり、当該判断は、事業の状況及び財務状況を総合的に勘案して行うものであって、本ファシリティ契約の有無はその判断材料の一つであります。本ファシリティ契約の解除により、既存事業の運転資金（当社（アクセルマーク本社）の既存事業の運営に要する運転資金をいい、その主要な部分はトレカ事業に係る商品仕入資金であります。以下本⑤及び後記⑥において同じ。）の確保は、本第三者割当による資金調達（本新株予約権の行使）の進捗に大きく依存する状況となっておりますが、当社は、本ファシリティ契約の解除を前提として、2026年９月期末日の翌日から少なくとも１年間の資金計画を保守的に検討いたしました。当該資金計画においては、本第三者割当による資金調達がない場合には、既存事業の運転資金は2027年１月初旬にも不足する見込みであります（後記⑥参照）。当社は、当該検討の結果、(ｱ)割当予定先が当社の議決権の68.91％を保有する親会社であり、当社に対する支援方針に変更はなく、当社が返済を要しないエクイティによる資金調達を中心として事業の継続に必要な資金を機動的に確保することを支持し、必要な支援を行う方針である旨を公表していること（前記②及び後記「６．(2) ①(ｶ)」参照）、(ｲ)当社が、割当予定先から、当社株価が行使価額を上回る局面においては、当社の資金需要の発生状況に応じて本新株予約権を行使する意向である旨の説明を受けていること（後記「２．(2) ①」参照）、(ｳ)本新株予約権の行使価額は１株につき31円に固定されており、本取締役会決議日の直前営業日（2026年11月12日）における当社普通株式の終値（34円）はこれを上回っていること、(ｴ)当社が、割当予定先から提出を受けた預金残高証明書により、本新株予約権の発行価額の総額及び全部行使に要する金額の合計額（367,324,500円）を上回る預金残高を同社が有することを確認していること（後記「６．(4)」参照）、並びに(ｵ)本件の資金使途は、一時的に必要となる在庫入替資金を除き、本新株予約権の行使期間を通じて段階的かつ反復的に発生する運転資金であり、当社は、資金需要の発生に応じて行使による払込みを受け、調達できた資金の範囲内で仕入規模等を調整し得ること（後記「３．(2)」（注）２参照）を総合的に勘案し、本ファシリティ契約が解除された後においても、本新株予約権の行使による資金調達が一定程度見込まれ、当該期間における事業の継続に必要な資金を確保できる見通しにあることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められず、継続企業の前提に関する注記を記載すべき場合には該当しないものと判断いたしました。このため、当社は、本日公表の「2026年９月期決算短信〔日本基準〕(連結)」においても「継続企業の前提に関する注記」を記載しておらず、2026年８月における当該注記の解消後、当該注記を要しない状況を継続して確保しております。なお、当社は、前回第三者割当増資の未充当資金を有しておりますが、当該資金は、後記⑦記載のとおり、同増資に際して株主の皆様の判断の前提となったヘルスケア領域におけるM&A関連資金及び事業投資資金に充当することを前提として資金計画を策定しており、既存事業の運転資金に充当することは予定しておりません。

もっとも、上記の判断は、本新株予約権の行使による資金調達が一定程度見込まれることを前提とするものであります。本新株予約権の行使は割当予定先の判断に委ねられており、当社の株価が行使価額を下回って推移した場合には行使が進まない可能性があるため（後記「２．(3) ②(ｱ)」参照）、本新株予約権の行使が進まず、かつ代替的な資金調達手段も確保できない場合には、資金繰りに係る重要な不確実性が認められ、継続企業の前提に関する注記の記載を要することとなる可能性があります。当社は、本新株予約権の行使の状況及び資金繰りの状況を継続的に把握し、各決算期において継続企業の前提に関する評価を適切に行ってまいります。

当社グループの事業運営に必要な資金は、前回第三者割当増資及び本第三者割当を通じた割当予定先からのエクイティによる資金供給に依存する状況にあります。当社は、本第三者割当によりトレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金を返済を要しない自己資本により確保し、これにより既存事業の運転資金の不足を解消して上記の資金繰りの見通しを確実なものとすることにより、継続企業の前提に関する注記を要しない状況を今後も継続して確保してまいります。

⑥　本第三者割当による資金調達の目的

前記「２．(1) ③」記載の経営課題を踏まえ、当社は、本第三者割当により調達する資金を、当社（アクセルマーク本社）におけるトレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金（以下に記載する使途）に

充当することを目的として、本第三者割当を実施いたします。前記①及び⑤記載のとおり、当社グループは、自らの事業活動によって運転資金を賄うことができない厳しい状況に置かれており、市場環境の不安定さにより収益の先行きが不透明な既存事業の運転資金を返済義務を伴う負債により調達することは、返済原資の確保の見通しが立たないまま当社の財務基盤を一層毀損するおそれがあり、適切ではありません。前記②記載のとおり、当社が財務戦略を大幅に転換し、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針としたのも、かかる判断に基づくものであります。

このため、当社は、既存事業の運転資金については返済を要しない自己資本により賄い、厳しい市場環境を切り抜けた上で、長期的に黒字化を目指すことが必要であると判断しております。本第三者割当は、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金を自己資本により確保し、これにより既存事業の運転資金の不足を解消して（後記(a)参照）、継続企業の前提に関する注記を要しない状況を維持した上で事業を継続することを企図するものであり（前記⑤参照）、本第三者割当による資金確保ができない場合には、既存事業の運転資金が不足し、相場の下落により価値の毀損した在庫を抱えたまま事業を継続せざるを得ず、収益構造の改革に着手する機会を失い、当社の事業基盤の毀損が進むおそれがあります。加えて、前記③(イ)記載のとおりオリパの販売に対する規制強化の可能性が高まる中で、本第三者割当による資金確保ができない場合には、当社は、規制強化の進展に先立って高単価のトレーディングカードの在庫を確保することができず、オリパの市場が再編される局面において市場シェアを獲得する機会を失うおそれがあります。当社は、本第三者割当により早期に運転資金を確保できるか否かが既存事業の立て直しに大きく影響するものと認識しており、本第三者割当は、既存事業の立て直しに向けて早期に実行する必要のある資金調達であると判断しております。

当社が、当社株価が低い水準にある現時点において本第三者割当を実施することとし、当社株価の回復を待ってこれを実施することとしなかった理由は、以下の(a)ないし(e)のとおりであります。

(a)　資金需要の発生時期が切迫していること　既存事業の運転資金は、本第三者割当による資金調達がなければ近い将来に不足する見込みであります。前回第三者割当増資により運転資金として調達した 35 百万円は充当済みであり、同増資の未充当資金（812 百万円）は後記⑦記載のとおり既存事業の運転資金に充当することを予定していないため、既存事業の運転資金に充当し得る当社の手元資金は、2026 年９月期末における当社グループの現金及び預金の残高（前記③(ア)参照）から当該未充当資金を除いた額を上回るものではない一方、本日公表の 2027 年 12 月期の連結業績予想においては営業損失 613 百万円（15 か月間。月平均約 41 百万円）を見込んでおります。当社の資金計画上、本第三者割当による資金調達がない場合には、既存事業の運転資金は 2027 年１月初旬にも不足する見込みであります。当該不足は、トレカ事業に係る商品仕入れに要する支出を含む既存事業の運営に要する支出が手元資金を上回ることにより生じるものであり、当社は、本第三者割当により調達する資金をトレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金に充当することにより、当該不足の解消を図るものであります（本第三者割当により調達する資金を商品仕入れに充当することにより、既存事業の運営に要する支出の総額に対する手元資金の不足が解消されることとなります。）。本新株予約権の発行時に払い込まれる発行価額（総額 6,174,500 円）は発行諸費用の概算額を下回り、当該不足の解消に充てることができないため、当該不足への対応には、2026 年 12 月１日の行使期間の開始後、同月中から本新株予約権の行使による払込みを受けることが必要であり、当社は、割当予定先から、当社株価が行使価額を上回る局面においては当社の資金需要の発生状況に応じて本新株予約権を行使する意向である旨の説明を受けております（後記「２．(2) ①」参照）。本新株予約権の行使価額を本取締役会決議日の直前営業日の終値に基づいて設定しておりますのも、2026 年 12 月からの行使による資金の払込みを現実に可能とするためであります。加えて、前記③(ア)及び(イ)記載の在庫の入替え及び高単価のトレーディングカードの仕入れは、需給のひっ迫及び規制強化の進展に先立って実行する必要があり、その資金需要は本新株予約権の行使期間の初期に集中いたします。

(b)　現時点において他に採り得る資金調達手段がないこと　後記「２．(3) ③」記載のとおり、公募増資及び株主割当増資は実現可能性を欠き、金融機関からの借入れは実務上困難であるほか、当社は、借入れによる負債性の資金ではなく返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針に転換して本ファシリティ契約を解除しており、保有資産の売却も既存事業の運営に支障を生じます。前回第三者割当増資の未充当資金は、後記⑦記載のとおり、上場規程第 432 条に基づく株主の皆様の意思確認の前提となっ

た資金使途に充当すべきものであります。また、割当予定先以外の複数の候補先からは、本件と同様の条件による本新株予約権の引受けについて応諾を得ることができませんでした（後記「６．(2)①(ｴ)」参照）。

(c)　実施の先送りが当社及び既存株主の皆様に不可逆的な不利益をもたらすこと　第一に、本第三者割当の実施を先送りした場合、当社は、相場の下落により価値が毀損し、需要の見込めない在庫を入れ替えることができないまま事業を継続せざるを得ず、当該在庫は時間の経過とともに更に価値を失い、売上高の低迷と在庫の評価損失の拡大を通じて、トレカ事業の赤字幅は一層拡大するおそれがあります。当社グループは営業損失の計上が継続しており（本日公表の 2027 年 12 月期の連結業績予想における親会社株主に帰属する当期純損失は 634 百万円であります。）、赤字が継続する限り当社の純資産は月次で減少し続けるため、先送りの期間が長くなるほど、当社の純資産及び事業基盤の毀損は進行するおそれがあります。第二に、純資産の減少及び赤字幅の拡大は、当社の信用力及び株価の下落を通じて、その後の資金調達の条件を悪化させるおそれがあります。すなわち、第三者割当における行使価額又は発行価額は、日証協指針に従い、調達時における当社株価の水準に基づいて設定されるため、株価が下落した後に資金調達を行う場合には、同一の調達額に対してより多くの株式の交付を要し、既存株主の皆様の希薄化負担は拡大するほか、割当予定先以外の候補先が既に本件と同様の条件による引受けを応諾していない状況（後記「６．(2)①(ｴ)」参照）に照らしますと、引受けに応じる者の確保自体が一層困難となり、より大きなディスカウント又は行使価額の修正条項の付与といった、当社及び既存株主の皆様にとってより不利な条件を受け入れざるを得なくなるおそれがあります。第三に、需要が見込まれる IP（知的財産をいいます。以下同じ。）に係る商品は、需給がひっ迫した後には必要な数量を確保することができず、規制強化の進展に先立つ高単価のトレーディングカードの確保も、他の事業者との調達競争に照らし、先送りすることができません。第四に、前記⑤記載の継続企業の前提に関する評価は、本第三者割当によりトレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金が確保され、既存事業の運転資金の不足が解消される見通しにあることを前提とするものであり、本第三者割当の実施を先送りした場合には、本日公表の「2026 年９月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」及び 2026 年 12 月に提出予定の有価証券報告書において、当該前提を欠いたまま継続企業の前提に関する評価を行わざるを得ず、継続企業の前提に関する注記の記載を要することとなる可能性が高まります。第五に、前記④記載のとおり、当社株価の水準に基づく時価総額は上場維持基準（時価総額 40 億円）を下回る水準にあり、次回の判定（前記の決算期の変更が承認された場合、2027 年 12 月 31 日基準日）に向けて業績の回復を図るためには、収益構造の改革に直ちに着手する必要があるところ、当該改革の着手自体が本第三者割当による資金の確保を前提としております。以上のとおり、先送りによる不利益は、時間の経過とともに累積的に拡大し、かつ、その後の資金調達によって回復することが困難なものであるため、当社は、本第三者割当をできる限り速やかに実行することが、当社の純資産及び事業基盤の毀損を最小限にとどめ、既存株主の皆様の希薄化負担を抑制する上で最も合理的であると判断しております。

(d)　株価の回復を待つことが合理的な選択肢とならないこと　当社株価の回復は既存事業の収益構造の改革の進捗に依存するところ、当該改革は本第三者割当による資金の確保なくして着手することができないため、資金調達を先送りして株価の回復を待つことは、改革の着手を遅らせることにより、株価の回復自体を遠ざけるものであります。また、本新株予約権の発行による資金調達においては、本新株予約権の行使は割当予定先の判断に委ねられているものの、当社株価が行使価額（31 円）を下回って推移する局面においては本新株予約権を行使する経済的合理性が失われるため、当該局面において行使が行われ希薄化が生じることは通常想定されず、当社株価が回復した場合には当該回復後の局面において行使が進むことが想定される一方、既存株主の皆様に生じる希薄化は発行時点において確定した上限（11,650,000 株）の範囲内にとどまります。さらに、当社株価の回復により、より有利な条件による資金調達が可能となった場合には、当社は、行使停止指定条項に基づき本新株予約権の以後の行使を停止させることができるため（後記「２．(2) ②」参照）、現時点において本第三者割当を実施することは、将来における資金調達の選択肢を狭めるものではありません。他方、実施を先送りした上で当社株価が更に下落した場合には、同一の調達額に対してより多くの株式の交付を要することとなり、既存株主の皆様の希薄化負担は拡大いたします。

(e)　本取締役会決議日において決議する必要があること　上記(a)のとおり既存事業の運転資金は2027

年１月初旬にも不足する見込みであるところ、本取締役会決議日に有価証券届出書を提出した場合、その効力発生は 2026 年 11 月 29 日、本新株予約権の払込期日は同年 11 月 30 日、行使期間の開始日は同年 12 月１日となり、同月中の行使による払込みを受けることにより、当該不足に対応することが可能となります。これに対し、本件の決議を 2026 年 12 月以降に先送りした場合には、有価証券届出書の効力発生に要する期間（届出書が受理された日から 15 日を経過した日に効力が発生いたします。）を経て行使期間が開始するのは早くとも同年 12 月中旬以降となり、同月中に行使により調達し得る資金は大幅に減少して当該不足の発生時期に間に合わないおそれがあり、また、2026 年 11 月中であっても決議が遅れるほど、同年 12 月中に行使により調達し得る資金は減少いたします。さらに、本日公表の 2026 年９月期の決算に係る継続企業の前提に関する評価において本第三者割当を資金繰りに係る対応策として位置付けるためには、当該決算の公表と同日である本取締役会決議日において本件を決議する必要があります。

当社株価が低い水準にある中で資金調達を行うことは、同一の調達額に対する希薄化を大きくするものであるため、当社は、既存株主の皆様の希薄化負担を抑制する観点から、本新株予約権の目的である株式の総数を 11,650,000 株（希薄化率 17.84％）にとどめ、本取締役会決議日の直前営業日の終値（34 円）に基づく行使価額（31 円）により調達し得る金額の範囲内で、資金使途への充当額を優先順位に従って設定しております（後記「３．(2)」及び「４.」参照）。

当社は、本第三者割当により調達する資金により、当社（アクセルマーク本社）が仕入れを行うトレーディングカードに係る在庫入替資金及び商品仕入資金を確保します。当社が仕入れたトレーディングカードは、当社が運営する実店舗「cardéria 池袋店」及び「cardéria」公式 EC サイトにおいて販売するほか、当社の完全子会社である株式会社 crafty に供給し、同社が運営する「アイリストレカ」におけるオリパの商品として用います。当社は、当該資金により、前記③(ｲ)記載のとおり、規制強化の進展に先立ちオリパの販売に必要な高単価のトレーディングカードの在庫を確保し、オリパの市場が再編される局面における市場シェアの獲得を目指すとともに、相場の下落により価値が毀損した既存の在庫に依存する構造から脱却するため、今後の需要が見込まれる IP に係るトレーディングカードを早期に仕入れて新たな在庫を構成し、商品構成の抜本的な入替えを図ります。このうち、在庫の入替えに係る資金（200 百万円）は、通常の営業循環における商品の仕入れとは性質を異にすることから、後記「３．(2) 調達する資金の具体的な使途」において運転資金とは区分した資金使途として記載しております。トレカ事業は前記③(ｱ)及び(ｲ)記載のとおり非常に厳しい状況にあり、当該充当により同事業の収益性が短期的に改善することが見込まれるものではありませんが、当社は、当該充当を通じて、オリパの販売の拡大と、需要が見込まれる IP に係る商品への早期の仕入れ及び在庫の入替えを可能とし、高採算商材への選別を進めることにより、長期的な収益性の改善につなげることを企図しております。

当社は、在庫の入替えにより、相場の下落により価値が毀損した在庫への依存を解消し、需要が見込まれる IP に係る商品を中心とする商品構成へ転換することを通じて、トレカ事業の収益性が改善する可能性があるものと考えております。もっとも、在庫の入替え後にトレーディングカードの相場が更に下落した場合には、入れ替えた在庫の価値も下落し、同事業の収益性が改善しない可能性があり、当社は、現時点において、在庫の入替えによる収益性の改善の程度を合理的に見積もることはできません。このため、2027 年 12 月期の連結業績予想においては当該改善の可能性を織り込んでおらず、同事業の売上総利益率は期間を通じて概ね一定と見込んでおります。

当社は、本第三者割当により調達する資金の使途を、上記に記載する当社（アクセルマーク本社）におけるトレカ事業の資金需要に限定するものであり、ヘルスケア領域における M&A 関連資金及び事業投資資金には充当いたしません。ヘルスケア領域における M&A 関連資金及び事業投資資金については、前回第三者割当増資により調達した資金の範囲内において充当する方針であり、前記②記載のとおり、当該範囲を超える大型の M&A は当面行わない方針であります。

⑦　前回第三者割当増資に係る資金使途との関係

本第三者割当による資金調達と、前回第三者割当増資による既存の資金調達との関係は、以下のとおりであります。

区　分	資金使途	調達手段
既存の資金使途 （変更なし）	①運転資金　35 百万円 ②ヘルスケア領域における M&A 関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金　832 百万円	前回第三者割当増資（払込金額の総額 9 億円・払込完了）（差引手取概算額 867 百万円を①及び②に充当）
本第三者割当により追加される資金使途	③　当社（アクセルマーク本社）におけるトレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金	本第三者割当（本新株予約権の発行及び行使）

上記のとおり、本第三者割当による資金調達は、前回第三者割当増資に係る資金使途を変更するものではなく、これに加えて、当社（アクセルマーク本社）におけるトレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金という資金使途を追加するものであります。

なお、当社は、前回第三者割当増資により調達した資金のうちヘルスケア領域における M&A 関連資金及び事業投資資金として確保している未充当残高（本日現在 812 百万円。前記「２．(1) ③(7)」参照）の全部又は一部を本件の資金使途に振り替えることも検討いたしました。しかしながら、当該資金は、前回第三者割当増資に際して株主の皆様にお示しし、同増資に係る臨時株主総会における株主の皆様のご判断の前提となった資金使途に従い、ヘルスケア領域における M&A 関連資金及び事業投資資金として確保されているものであり、当社は、前記②記載のとおり、当該資金の範囲内においてヘルスケア領域における M&A を引き続き検討する方針であります。

前回第三者割当増資は、希薄化率が 221.53%と大規模なものであったことから、上場規程第 432 条に基づき、2026 年７月２日開催の当社臨時株主総会において株主の皆様の意思を確認する手続を経て実施したものであります。株主の皆様は、当該手続において、調達資金が上記の資金使途に充当されることを前提として、大規模な希薄化を伴う同増資の必要性及び相当性を判断されたものであり、当該資金使途は、同増資の発行条件と一体をなすものであります。したがいまして、当該資金を、その払込みから間もない時期に、株主の皆様の判断の対象とされていない既存事業の運転資金に振り替えることは、一部であっても、株主の皆様の意思確認の前提を事後的に変更し、同条に定める手続の実効性を損なうこととなるため、適切ではないと判断しております。これに対し、本第三者割当は、資金使途を本お知らせにおいて明示した上で、前回第三者割当増資と一体とみなした希薄化率について同条に定める手続（経営者から一定程度独立した者による意見の入手）を経て実施するものであり（後記「９．企業行動規範上の手続に関する事項」参照）、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金を本第三者割当により別途確保することは、資金使途ごとに株主の皆様の判断の前提を明確にし、その透明性を確保する観点からも適切であると考えております。

前記②記載の既存事業の再構築、とりわけトレカ事業への経営資源の集中は、人的資源を含む経営資源の配分に関する方針であって、当該資金の使途を変更するものではなく、当該資金の範囲内で検討する案件は、当社の管理体制により対応可能な規模のものに限定いたします（もっとも、当該資金のヘルスケア領域への充当は本日現在 20 百万円にとどまっており、同領域における投資は実質的に進捗しておりません。）。これを既存事業の運転資金に充当した場合には、ヘルスケア領域における事業基盤を再構築する機会が失われ、当社グループの収益基盤の多様化の可能性そのものが限定的なものとなるおそれがあるものと判断しております。すなわち、ヘルスケア領域における M&A 案件は、譲渡を希望する相手方の事情により随時かつ突発的に生起するものであり、その検討及び交渉に要する期間は限られております。譲渡希望者及びその仲介者は、初期的な打診の段階から買収資金の裏付けの有無を確認し、これを示すことができない候補先を検討の対象から除外することが一般的であります。当社グループは、継続して重要な営業損失を計上し、十分な担保余力も有していないことから、金融機関からの借入れにより買収資金の裏付けを示すことは実務上困難であります。また、当社は、前記②記載のとおり、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針に転換して本ファシリティ契約を解除し

ており、M&A の実行原資を借入れにより確保することは予定しておりません。したがいまして、既に払込みを受け当社が自ら保有している当該未充当残高は、手元に滞留している遊休資金ではなく、案件の生起に即応し、交渉の場に立つために確実に示すことのできる資金の裏付けであります。これを既存事業の運転資金に振り替えた場合、当社は、案件が到来した時点において資金の裏付けを示すことができず、初期的な打診の段階で候補先から除外され、交渉の機会そのものを失うおそれがあります。当該資金の範囲内で検討する案件について、案件が具体化した後に改めて資金調達に着手することも考えられますが、その手続に要する期間中に他の買手候補が選定されるおそれが大きく、機会を失う可能性が高いものと考えております。

なお、前記①記載のとおり実質的に停止状態にありますのは、あくまで当社グループが自ら営んでまいりましたビューティー＆ウェルネス事業（ヘルスケア領域を含みます。）であり、ヘルスケア領域における外部からの事業取得の検討を停止したものではありません。同事業が停止状態にありますのは、アクセルメディカ社の解散に加え、当社において化粧品製造販売業許可を取得する見通しが立たないことから、当社が同社から引き継いだ同事業を自ら再開する見通しが立っていないことによるものであります。前回第三者割当増資により調達した資金の範囲内での外部からの事業取得は、対象となる事業が既に備える許認可及び人的体制を活用し得る点においても、同領域の事業基盤を再構築し得る現実的な手段であります。同領域への充当が本日現在 20 百万円にとどまっておりますのも、資金需要が存在しないためではなく、当社グループの財務状況に照らして対象案件を慎重に選別していることによるものであり、当社は、大型の M&A は当面行わず、当該資金の範囲内において対象案件を厳選してまいります。当社は、本第三者割当の検討に当たり、ヘルスケア領域における M&A 自体を取り下げ、当該資金を既存事業の運転資金に充当することについても検討いたしました。しかしながら、アクセルメディカ社の解散及び特別清算に至り、当社自らが同事業を再開する見通しが立たない現状においては、許認可及び人的体制を備えた事業の取得が同領域の事業を再興するための手段であると現時点において認識しており、これを取り下げることは、同領域を再興する途を自ら閉ざし、前回第三者割当増資に際して株主の皆様にお示しした成長戦略を放棄することとなることから、当該 M&A を維持することが当社及び株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

なお、前回開示「Ⅰ．３．(2)」の表の（注）２に記載のとおり、M&A 関連資金（790 百万円想定）のうち、M&A の実行可能性等に応じて充当できなかった部分は、ヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金（前回開示において「人材採用・育成費用、グループ共通機能のシステム投資、当社既存事業のコスト構造改革費用等」と記載したもの）に充当する方針であり、当該方針に変更はありません。当社は、当該資金を本第三者割当の資金使途であるトレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金に充当することは予定しておらず、資金使途の重要な変更が生じる場合には、速やかに開示いたします。

したがいまして、当社は、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金は本第三者割当により別途確保することが適切であると判断いたしました。なお、当該未充当残高の支出予定時期（2026 年 10 月から 2028 年 12 月まで）は、本第三者割当により調達する資金の支出予定時期と重複いたしますが、これは、当該未充当残高がヘルスケア領域における M&A 案件の成約時期に依存する資金であるのに対し、本第三者割当により調達する資金が、一時的に必要となる在庫入替資金及びトレカ事業の運営に伴い月次で反復的に発生する商品仕入資金であって、いずれもトレカ事業の資金需要の発生状況に応じて支出されるものであることによるものであり、当社は、当該未充当残高と本第三者割当により調達する資金とを管理勘定において区分して管理いたします。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の内容は、以下の①ないし④に記載するとおりであります。なお、詳細は、別紙「第 34 回新株予約権（行使価額固定型）発行要項」に記載のとおりであります。

① 本新株予約権の構成

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「交付株式数」といいます。）は 100 株であり、本新株予約権の総数 116,500 個の全部が行使された場合に交付される当社普通株式の総数は 11,650,000 株であります。

本新株予約権の行使価額は１株につき金 31 円であり、行使価額は固定されております。本新株予約権には行使価額の修正条項（いわゆる MS ワラント条項）は付されておらず、当社株価の変動によって行使価額が修正されることはありません。したがいまして、株価が下落した場合においても、行使価額の下方修正により同一の交付株式数に対する調達額が減少することはありません。なお、本新株予約権の目的である株式の総数は 11,650,000 株で固定されております。もっとも、当社が株式の分割、株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てを行う場合には、発行要項第 12 項の定めに従い行使価額が調整され、この場合には、発行要項第 7 項所定の算式により交付株式数も調整されます。株式の分割により行使価額が下方に調整される場合には潜在株式数が増加し、株式の併合により行使価額が上方に調整される場合には潜在株式数が減少いたしますが、株式の分割又は併合による調整は、株式数の変動の前後において本新株予約権の経済的価値を中立に維持するためのものであり、既存株主の皆様の持分比率に対する希薄化を拡大させるものではありません。なお、時価を下回る価額での当社普通株式の発行若しくは処分、又は取得価額等の下方修正条項が付された証券の発行若しくはその取得価額等の下方修正その他の事由によっては、行使価額は調整されません（発行要項第 12 項第(4)号）。

本新株予約権を行使することができる期間は、2026 年 12 月１日から 2028 年 11 月 30 日までの２年間であります（ただし、発行要項第 13 項但書に定める日（当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日）には行使することができません。）。本新株予約権の行使は割当予定先の判断に委ねられており、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付けるものではありません。もっとも、当社は、割当予定先から、当社株価が行使価額を上回る局面においては、当社の資金需要の発生状況に応じて本新株予約権を行使する意向である旨の説明を受けており、割当予定先から 2026 年 11 月９日付で受領した保有方針に関する書面（後記「６．(3)」参照）においても同旨の表明を受けております。

②　当社による行使停止指定

発行要項において、当社は、当社の株価動向、資金需要の状況その他の事情を勘案し、行使停止期間の開始日の２営業日前までに本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいいます。以下同じ。）に対して書面により通知することにより、本新株予約権の行使停止期間を指定することができるものとされております。発行要項第 14 項第(2)号により、本新株予約権者は、行使停止期間中は本新株予約権を行使することができないものとされております。また、当社は、指定した行使停止期間を撤回することができるものとされております。

当社は、行使停止期間を指定した場合及び当該指定を撤回した場合には、その旨を速やかに開示いたします。

③　当社による取得条項

本新株予約権には、当社が本新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、当社取締役会の決議により定める取得日の 20 営業日前までに本新株予約権者に対する書面による通知を行うことにより、当該取得日において、本新株予約権１個当たり金 53 円（本新株予約権の発行価額と同額）で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとされております。

なお、発行要項において、当社は、取得に係る通知を行った場合には、当該通知の日から取得日までの期間について行使停止期間を指定することができず、既に指定されている行使停止期間はその効力を失うものとされているため（発行要項第 15 項第(6)号）、割当予定先は、当該通知の後も取得日までの間は本新株予約権を行使することが可能であります。もっとも、割当予定先が当該期間内に残存する本新株予約権の全部を行使しなかった場合には、取得価額（発行価額と同額）と当該時点における本源的価値との差額に相当する経済的価値及び時間的価値が失われることとなります。加えて、発行要項においては、(ｱ)組織再編行為が承認又は決議された場合、(ｲ)当社が賛同する旨の意見を表明した公開買付けであって当社普通株式が上場廃止となる可能性のあるものが行われ、公開買付者が当社普通株式を取得した場合、(ｳ)全部取得条項付種類株式に係る取得決議、株式等売渡請求の承認決議又は上場廃止を伴う株式併合の承認決議が

なされた場合、及び(ｴ)上場廃止事由等が生じた場合又は当社普通株式が東京証券取引所により監理銘柄に指定された場合（発行要項第 15 項第(5)号。取得日は当該事由が生じた日から２週間後の日とされております。）には、当社は、残存する本新株予約権の全部を１個当たり 53 円で取得いたします。また、上記(ｴ)の取得の事由が生じた場合には、当社は、当該事由が生じた日から取得日までの期間について行使停止期間を指定することができず、同日において既に指定されている行使停止期間はその効力を失うものとされております（発行要項第 15 項第(6)号）。上記(ｱ)ないし(ｴ)の取得は、当社の資金需要の有無及び割当予定先の意向にかかわらず行われるものであり、この場合、本新株予約権による資金調達は終了いたします。

④　譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、発行要項上、当社取締役会の承認を要するものとされております。加えて、本買受契約においても、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとされます。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社が、本第三者割当による資金調達の手法として、新株式の発行その他の手段ではなく、行使価額を固定した新株予約権の発行（以下「本スキーム」といいます。）を選択した理由並びに本スキームの特徴及び留意点は、以下の①ないし③に記載するとおりであります。

①　本スキームを選択した基本的な考え方

当社は、以下の(ｱ)ないし(ｳ)に記載する考え方に基づき、本スキームを選択いたしました。

(ｱ)　その相当部分を占める運転資金が段階的かつ反復的に発生するという本件の資金使途の性質に、資金の払込時期を整合させることができること

本第三者割当により調達する資金の使途は、前記「２．(1) ⑥」記載のとおり、当社（アクセルマーク本社）におけるトレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金に限定されており、このうち、調達予定額の相当部分を占める商品仕入資金（155.3 百万円）は、設備投資又は M&A の対価のように特定の一時点に多額の支出が確定するものではなく、本新株予約権の行使期間（２年間）を通じて段階的かつ反復的に発生する性質の資金需要であります。他方、在庫入替資金（200 百万円）は、相場の下落により価値が毀損した既存の在庫に依存する商品構成を転換するために一時的に必要となる資金であって、反復的に発生するものではありませんが、需要が見込まれる IP の見極め及び相場の動向に応じて行使期間の初期において段階的に実行するものであり、当社は、行使期間の初期における行使により調達する資金を、これに優先的に充当いたします（後記「３．(2)」参照）。仮に、新株式の第三者割当により所要資金の全額を一時に調達した場合、既存株主の皆様に生じる希薄化は払込期日に一括して確定する一方、当社は、当面必要としない資金を長期間にわたり手元に滞留させることとなり、希薄化という対価のみが先行して確定することとなります。これに対し、本スキームにおいては、本新株予約権の発行時に払い込まれるのは発行価額の総額 6,174,500 円のみであり、残る 361,150,000 円は本新株予約権が行使される都度払い込まれ、株式が交付され希薄化が生じるのも同じく行使の都度であるため、当社への資金の払込みと既存株主の皆様に生じる希薄化とが常に同時に、かつ同一の割合で生じる構造となっております（もっとも、後記②(ｲ)記載のとおり、本新株予約権は短期間のうちに全部が行使される可能性があり、その場合には資金の滞留が生じ得ます。この点については行使停止指定条項に基づき対応する方針でありますが、後記②(ｳ)記載の留意点があります。）。

また、資金調達の観点からも、本スキームは、当社の資金需要の発生に応じて早期に払込みを受けることが可能な仕組みであります。本新株予約権の発行時に払い込まれる発行価額の総額（6,174,500 円）は発行諸費用の概算額を下回るため資金使途に充当することはできませんが、行使期間の開始日（2026 年 12 月１日）以降は、割当予定先による行使の都度、行使価額による払込みを受けることができます。本取締役会決議日の直前営業日における当社普通株式の終値（34 円）は行使価額（31 円）を上回っており、割当予定先は、当社の親会社として当社の資金需要の状況を適時に把握し得る立場にあり、当社は、割当予定先から、当社株価が行使価額を上回る局面においては当社の資金需要の発生状況に応じて本新株予約権を行使する意向である旨の説明を受けていることから（前記「２．(2) ①」参照）、当社株価が行使価額を上回る水準で推移する限りにおいて、資金需要の発生に応じた早期の資金調達が可能であると考えており

ます（ただし、後記②(ｱ)記載のとおり、当社株価が行使価額を下回って推移した場合には、行使が進まず、想定どおりの資金を調達できない可能性があります。）。本件の資金需要は、その相当部分を占める商品仕入資金が段階的かつ反復的に発生するものであり、一時的に必要となる在庫入替資金についても相場の動向に応じて行使期間の初期において段階的に実行するものであることから、所要資金の全額を一時に調達する必要はなく、早期の資金確保の必要性と本スキームの選択とは整合するものと考えております。なお、新株式の第三者割当その他の資金調達方法を採用しなかった理由は、後記③記載のとおりであります。

(ｲ)　資金需要が想定を下回る場合に、当社の側から資金調達と希薄化の進行をともに停止させることができること

本新株予約権には、行使停止指定条項及び取得条項が付されており（前記「２．(2) ②及び③」参照）、当社は、トレカ事業に係る資金需要が想定を下回った場合又は他の手段により資金を確保できた場合には、行使停止指定条項に基づき本新株予約権の行使を停止させることにより、それ以上の資金の受入れと希薄化の進行とをともに停止させることができ、さらに、資金調達を継続する必要がなくなった場合には、取得条項に基づき本新株予約権を取得することにより資金調達自体を終了させることができます。これに対し、新株式の発行による調達においては、払込期日にいったん生じた希薄化を事後的に調整する手段は構造上存在いたしません。

(ｳ)　株価が行使価額を下回る局面において希薄化が生じることが通常想定されず、かつ、希薄化の上限が発行時点において確定すること

本新株予約権の行使価額は１株につき 31 円に固定されており、株価の下落に応じて下方に修正されることはありません。当社株価が行使価額を下回って推移する局面においては、本新株予約権を行使する経済的合理性が失われるため、行使が行われ株式が交付されることは通常想定されず、本スキームにおいて希薄化が生じるのは、実質的に、当社株価が行使価額を上回る水準にある場合に限られるものと考えられます（もっとも、本新株予約権の行使は割当予定先の判断に委ねられているため、当該局面において行使が行われる可能性を完全には排除できません。）。また、本新株予約権の行使により交付される株式の総数は 11,650,000 株を上限として発行時点において固定されており、既存株主の皆様に生じる希薄化の上限は、発行時点において確定しております。加えて、本新株予約権には行使価額の修正条項（いわゆる MS ワラント条項）が付されていないため、株価の下落に応じて行使価額が下方に修正され、同一の希薄化に対して調達額が減少することもありません。これに対し、新株式の第三者割当においては、払込期日後に株価が発行価額を下回る水準まで下落した場合であっても、希薄化は確定的に生じることとなります。

以上のとおり、当社は、第１に、その相当部分を占める運転資金が段階的かつ反復的に発生するという本第三者割当に係る資金使途の性質に資金の払込時期を整合させること、及び第２に、希薄化の上限、時期及び条件のいずれについても既存株主の皆様の利益に配慮した設計とすることという２つの要請を同時に満たす手法は、行使価額を固定した新株予約権の発行以外に見出し難いと判断し、本スキームを選択いたしました。

②　本スキームの留意点（デメリット）

本スキームには、以下の(ｱ)ないし(ｵ)に記載する留意点があります。既存株主の皆様におかれましては、本件に関する評価を行うに当たり、これらの事項に特にご留意ください。

(ｱ)　資金調達額が想定を下回るリスク

本新株予約権の行使は割当予定先の判断に委ねられており、当社が割当予定先に対して行使を義務付けるものではありません。当社の株価が行使価額（31 円）を下回って推移した場合には、割当予定先が本新株予約権を行使する経済的合理性が失われるため、行使が進まず、当社が想定する資金を調達できない可能性があります。この場合、後記「３．(2) 調達する資金の具体的な使途」記載の資金使途への充当が計画どおりに実行できない可能性があります。当社グループの既存事業は営業損失が継続しており、その運転資金を営業活動によるキャッシュ・フローにより賄うことができない状況にあるため、本新株予約権の行使が進まず、かつ代替的な資金調達手段も確保できない場合には、トレカ事業における商品仕入れに支障が生じ、同事業の事業基盤そのものが毀損するおそれがあります。加えて、前記「２．(1) ③(ｲ)」記載の高単価のトレーディングカードの在庫の確保に必要な商品仕入資金を確保することができず、オリパ

の市場が再編される局面において市場シェアを獲得する機会を失うおそれがあります。また、当社は、前記「２．(1) ⑤」記載のとおり、本新株予約権の行使による資金調達が一定程度見込まれることを前提として、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しておりますが、本新株予約権の行使が進まず、かつ代替的な資金調達手段も確保できない場合には、資金繰りに係る重要な不確実性が認められ、継続企業の前提に関する注記の記載を要することとなる可能性があります。

(ｲ) 希薄化が短期間に生じる可能性

本新株予約権は行使価額の修正条項が付されていないため、上場規程第 434 条及び同施行規則第 436 条に基づく行使数量の制限（単一暦月中の行使により交付される株式の数を上場株式数の 10%以内とする制限）の対象とならず、本買受契約においても同様の制限は設けておりません。したがいまして、本新株予約権の全部が短期間のうちに行使される可能性があります。当社は、割当予定先から当社の資金需要の発生状況に応じて本新株予約権を行使する意向である旨の説明を受けていること（前記「２．(2) ①」参照）から、本新株予約権の行使が当社の資金需要の発生状況に応じて段階的に行われることを想定しており、必要に応じて行使停止指定条項に基づき行使を停止させることといたしますが、行使の時期及び数量は割当予定先の判断によるため、希薄化が当社の想定より短期間に生じる可能性を完全には排除できません。

(ｳ) 行使停止指定条項及び取得条項の発動に係るリスク

前記①(ｲ)記載の行使停止指定条項及び取得条項は、いずれも発行要項に定められた本新株予約権の内容であり、当社は、これらに基づく権利を法的に有しております。もっとも、当該権利の行使は当社の取締役会の決議その他当社の意思決定によるところ、当社の取締役のうち６名は割当予定先の指名に基づき就任した取締役であり、また、割当予定先は当社の議決権の 68.91%を保有する親会社かつ支配株主として当社の取締役の選任及び解任に係る議案を単独で可決させることができる立場にあります。当社は、これらの権利の行使に係る判断が割当予定先の意向に左右されることのないよう、後記「５．(3)」記載のとおり、当該判断に係る取締役会の審議及び決議に割当予定先の取締役を兼務する当社の取締役を参加させないとともに、当該決議に先立ち、独立社外取締役（監査等委員）のみで構成される会議体による検討を経ることといたします。また、発行要項上、当社が指定することができる行使停止期間について、その回数及び通算期間の上限は定められておりません。したがいまして、当社が行使期間の全部又は大部分について行使停止期間を指定することは法的に可能であり、その場合には、本新株予約権の行使による資金調達は実現しないこととなります。当社は、この点を踏まえ、後記「５．(3)」記載の各措置を講じるとともに、行使期間中における行使停止期間の指定及びその撤回並びに取得条項に基づく取得の要否について、資金需要の状況とあわせて四半期ごとに当該会議体に報告し、その検討結果を最大限尊重して判断することとし、行使停止期間の指定若しくはその撤回又は本新株予約権の取得を決議した際には速やかに開示するとともに、当該会議体の検討結果と異なる結論の決議を行った場合にはその旨及びその理由もあわせて開示すること（前記「２．(2) ②」及び後記「５．(3) ③」参照）により、これらの権利の行使に係る当社の判断について透明性を確保することといたします。

(ｴ) 上場維持基準への不適合等により本新株予約権が全部取得されるリスク

前記「２．(2) ③」記載の取得のうち、上場廃止事由等が生じた場合又は当社普通株式が東京証券取引所により監理銘柄に指定された場合における取得（発行要項第 15 項第(5)号）は、当社及び割当予定先の意向にかかわらず生じるものであります。前記「２．(1) ④」記載のとおり、当社株式は 2026 年９月末日を基準日とする判定において上場維持基準（時価総額）に適合しておりますが、今後の判定において同基準に適合せず、１年間の改善期間内にも適合しなかった場合には、当社株式は上場廃止となります（その過程において発行要項に定める取得事由が生じた場合には、当社は残存する本新株予約権の全部を取得することとなります。）。また、前記「２．(1) ④」記載の流通株式比率に係る基準に適合せず、当社株式が監理銘柄に指定された場合にも、発行要項第 15 項第(5)号に基づき、当社は残存する本新株予約権の全部を取得することとなります。この場合には、本第三者割当による資金調達は、本新株予約権の行使の進捗にかかわらず終了することとなり、当社は、後記「３．(2) 調達する資金の具体的な使途」記載の資金使途に充当する資金を確保できない可能性があります。

(ｵ)　割当予定先による当社株式の売却に伴う株価への影響

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、当社株式の流動性及び流通株式比率を考慮し、適切なタイミングで売却する予定であります（後記「６．(3)」参照）。割当予定先は、売却に当たり市場への影響に配慮する方針でありますが、当社株式の市場における流動性は限定的であり、売却の時期及び数量によっては、当社株式の需給が悪化し、当社の株価が下落する可能性があります。当社株式の売買高と本新株予約権の行使により交付される株式数との関係については、後記「５．(2)②(ｵ)」に記載のとおりであります。当社の株価が行使価額（31 円）を下回って推移した場合には、前記(ｱ)記載のとおり本新株予約権の行使が進まず、当社が想定する資金を調達できない可能性があるほか、前記「２．(1) ④」記載の上場維持基準（時価総額）への適合に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、本日現在、本第三者割当以外に、追加的な普通株式の発行又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式の発行を具体的に予定しているものはありません。もっとも、本件実行後における当社の事業戦略、資金需要及び資本市場の状況等により、将来的に追加的なエクイティ・ファイナンスを実施する可能性を完全には否定できず、その場合には、既存株主の皆様の持株比率がさらに希薄化する可能性があります。

③　他の資金調達方法との比較

当社は、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金の調達方法について、以下の各手段を比較検討いたしました。

公募増資	不特定多数の投資家を対象とする株式発行であり、引受証券会社の確保及び需要積上げ状況に依存いたします。当社の連結業績及び資本市場における当社に対する評価水準に照らしますと、引受証券会社による元引受契約の締結自体が実現困難であると認識しております。
株主割当増資	当社の連結業績に照らしますと、既存株主の皆様による新株引受けの実現可能性は高くないと認識しており、また、基準日設定から払込期日に至るまでの所要手続に相当の期間を要します。
新株式の 第三者割当	割当予定先を割当先とする新株式の第三者割当（前回第三者割当増資と同種の手法）も検討いたしました。しかしながら、(ｱ)本件の資金使途のうち相当部分を占める運転資金は本新株予約権の行使期間（２年間）を通じて段階的に発生するものであるところ、新株式の第三者割当では払込期日に全額が一時に払い込まれるため、当面必要としない資金を長期間保有することとなり、資金効率に劣ること、(ｲ)新株式の第三者割当では希薄化が払込期日に一括して生じるのに対し、本スキームでは希薄化は本新株予約権の行使の都度、行使された数量に応じて生じること（もっとも、前記「２．(3) ②(ｲ)」記載のとおり、本新株予約権の全部が短期間のうちに行使される可能性があります。）、(ｳ)本新株予約権に付された行使停止指定条項及び取得条項に基づく権利を当社が有することにより、資金需要が消滅した場合には資金調達を停止又は終了させることが可能であること、並びに(ｴ)前回第三者割当増資（希薄化率 221.53%）に引き続き一括の大規模な株式発行を行うことは、既存株主の皆様の希薄化負担が過大となることから、採用しないこととといたしました。
金融機関からの 追加借入	当社は、継続して重要な営業損失を計上しており、また、十分な担保余力を有していないことから、本件に必要な規模の追加融資を受けることは実務上困難であると判断しております。加えて、借入れによる調達は有利子負債の増加を伴うものであり、本件の資金使途の相当部分を占める商品仕入資金が事業の継続に伴い恒常的に必要となる運転資金であることに照らすと、当社の財務基盤の安定性を損なうおそれがあります。また、当社は、前記「２．(1) ②」記載のとおり、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針に転換しております。

MS ワラント （行使価額修正 条項付新株予約権）	当社は、2025 年 11 月 19 日付で第 31 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 32 回新株予約権を発行いたしましたが、その後の市場株価の動向等の影響により、行使による調達額は限定的にとどまり、2026 年４月７日付でその残存する全部について取得及び消却を完了しております。当該実績を踏まえ、行使価額が市場株価の動向に連動して下方に修正される MS ワラントは、交付される株式数の上限は発行時点において確定するものの、株価下落局面においては行使価額の下方修正により同一の希薄化に対して調達額が減少し、既存株主の皆様の持分の希薄化に見合う資金を確保できないおそれがあること、また、行使及び行使により取得した株式の売却が継続的に行われることにより当社株価に下落圧力が生じやすいことから、採用しないこととといたしました。
MSCB （行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債）	転換価額が当社株価の動向に連動して下方に修正される MSCB は、転換により交付される株式数が転換価額の下方修正に応じて増加するため、既存株主の皆様に生じる希薄化の上限が発行時点において確定しないこと、また、転換されずに残存した社債は負債として償還資金の確保を要し、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する当社の方針（前記「２．(1) ②」参照）に合致しないことから、採用しないこととといたしました。
保有資産の売却	本日現在、当社が保有する資産は、いずれも既存事業の用に供しているものであり、これを売却した場合には既存事業の運営に支障を生じます。したがいまして、保有資産の売却により本件の所要資金を確保することは困難であると判断しております。
割当予定先からの借入れ	本ファシリティ（融資極度額 30 億円）の資金使途には当社の既存事業の運転資金も含まれておりましたが、当社は、前記「２．(1) ②」記載のとおり、営業損失の計上が継続する見込みの下で借入れにより資金を調達することは当社の財務健全性を損なうものであると判断し、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針に転換して、2026 年 10 月 22 日付で本ファシリティ契約を合意により解除しております。営業損失が継続する既存事業の運転資金を借入れにより賄うことは、返済原資の見通しが立たないまま有利子負債を増加させ、当社の財務基盤を一層毀損するおそれがあります。また、割当予定先からの借入れによる場合には、支配株主である割当予定先が当社の主要な債権者を兼ねることとなり、当社の業績が悪化した局面において、債権者としての同社の利益と少数株主の皆様の利益とが相反する構造が生じるのに対し、エクイティによる資金調達であれば、割当予定先と少数株主の皆様は、株主として同一の立場で当社の企業価値の変動を享受し、又は負担することとなります。以上から、当社は、本件の資金使途を借入れにより賄うことは適切ではないと判断しております。なお、前回第三者割当増資の発行条件の合理性の評価において考慮した本ファシリティの経済的効果（本ファシリティの適用金利（年率 2.0%）と当社が他の金融機関から同規模・同期間の無担保借入れを行う場合の想定金利との差に着目し、融資極度額の全額が５年間にわたり利用された場合に最大約 1,200 百万円と試算したもの）は、個別貸付の実行により初めて実現するものであるところ、前回第三者割当増資後の不測の事態により営業損失の計上が継続する見込みとなった結果、当社は、事業から生み出すキャッシュ・フローにより借入金を返済する見通しを失い、本ファシリティに基づく借入れを行うことができる状況にはなくなりました。この結果、本ファシリティにより調達することができたはずの資金は調達できなくなり、当該経済的効果は実現しないこととなります。当社は、本ファシリティ契約の解除が当社及び少数株主の皆様にこのような影響を及ぼすものであることを認識した上で、営業損失の計上が継

	続する見込みの下で借入れにより資金を調達することに伴う上記の不利益との比較において、本ファシリティ契約の解除がなお合理的であると判断しております。なお、本ファシリティ契約の解除に伴う資金調達枠の喪失が継続企業の前提に関する評価に及ぼす影響については、前記「２．(1) ⑤」に記載のとおりであります（2026 年 10 月 22 日付「親会社とのコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の解除に関するお知らせ」参照)。
本スキーム （採用）	交付株式数を固定することにより希薄化の上限を発行時点で確定させ、行使価額を固定することにより株価下落時における調達額の減少を回避し、行使停止指定条項及び取得条項により資金調達のペース及び希薄化の進行を当社の側から調整することが可能であり（ただし、前記「２．(3) ②(ｳ)」記載の留意点があります。)、かつ、有利子負債を増加させることなく自己資本を増強できるものであり、前記「２．(1) ②」記載のエクイティによる資金調達を重視する当社の方針に合致することから、当社の現下の状況において最も合理的な選択肢であると判断いたしました。特に、既存事業の赤字が継続し、その黒字化が非常に難易度の高い課題である厳しい状況においては、返済負担を伴わない自己資本により運転資金を確保することが不可欠であると判断しております。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
367,324,500	12,000,000	355,324,500

（注）１．払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（6,174,500 円）に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（361,150,000 円）を合算した金額であります。

２．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額（31 円）で行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。

３．発行諸費用の概算額は、本新株予約権の行使の進捗にかかわらず生じるものが大部分を占めるため、行使が一部にとどまる場合の差引手取概算額は、払込金額の比例計算による金額を下回ることがあります。その内訳は、届出書作成支援費用（5,000 千円)、第三者算定機関に対する新株予約権価値算定報酬（1,000 千円)、登記関連費用（4,000 千円。本新株予約権の行使に伴う資本金の増加に係る登録免許税を含みます。)、その他本件の実行に付随して発生する諸費用（2,000 千円）であります。消費税等は含まれておりません。

４．本新株予約権の発行時に確実に払い込まれるのは発行価額の総額 6,174,500 円のみであり、本新株予約権の行使は割当予定先の判断に委ねられております。本新株予約権が全く行使されない場合には、発行価額の総額（6,174,500 円）が発行諸費用の概算額（12,000,000 円）を下回るため、差引手取額は生じません（上記３．の発行諸費用のうち本新株予約権の行使に伴い生じる費用は発生しませんが、これを考慮しても、発行価額の総額は発行諸費用を下回る見込みであります。)。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① トレカ事業に係る在庫入替資金	200	2026年12月～ 2027年12月
② 当社(アクセルマーク本社)における運転資金(トレカ事業に係る商品仕入資金に係る運転資金)	155.3	2026年12月～ 2028年12月
合計	355.3	－

(注) 1．差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金として保管する予定であります。なお、上記の表の金額は、百万円単位とし、小数第２位を四捨五入して記載しております。

2．本新株予約権の行使は割当予定先の判断に委ねられており、行使が行われない場合又は行使が一部にとどまる場合には、上記の資金使途に充当する金額は減少いたします。行使が一部にとどまる場合、当社は、実際に調達できた金額の範囲内で、仕入・支払の時期及び金額その他の資金需要の発生状況に応じて上記の使途に機動的に充当し、なお不足する場合には、以下の方針により対応いたします。第一に、調達できた資金は、一時的な資金需要であり、需要が見込まれる IP に係る商品の需給がひっ迫する前に実行する必要がある上記①の在庫入替資金に優先的に充当し、次いで、上記②の商品仕入資金のうち規制強化の進展に先立って確保する必要がある高単価のトレーディングカード（オリパの上位の賞として組み入れるもの）の仕入れに係る資金、その他の商品仕入資金の順に充当いたします。第二に、当該優先順位に従ってもなお資金が不足する場合には、優先順位の低い使途から支出予定時期又は仕入規模等を調整いたします。かかる調整は、上記の課題への対応を断念するものではなく、限られた資金を最も緊急性の高い使途に集中させるためのものであります。第三に、当該調整によってもなお緊急性の高い資金需要を賄えない場合には、その時点の株価水準及び既存株主の皆様の希薄化への影響を踏まえ、追加的なエクイティ・ファイナンスによる資金調達を速やかに検討いたします。なお、割当予定先は、親会社として、当社が返済を要しないエクイティによる資金調達を中心として事業の継続に必要な資金を機動的に確保することを支持し、必要な支援を行う方針である旨を公表しております（後記「６．(2) ①(ｶ)」参照)。また、前回第三者割当増資の未充当資金は、前記「２．(1) ⑦」記載のとおり、上場規程第 432 条に基づく株主の皆様の意思確認の前提となった資金使途に充当すべきものであるため、本件の資金使途には充当いたしません。なお、本新株予約権が全く行使されない場合の差引手取概算額については、前記「３．(1)」(注)４に記載のとおりであります。

3．本第三者割当により調達する資金は、ヘルスケア領域における M&A 関連資金及び事業投資資金には充当いたしません。また、当社が割当予定先との間で 2026 年９月 17 日付で締結した法務支援に関する契約に基づき同社に対して支払う対価（年間 12,000,000 円）その他割当予定先に対して支払う金銭にも充当いたしません。上記の使途は、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金に限られ、当該対価その他の一般管理費は含まれておりません。

4．上記の商品仕入資金には、当社が仕入れて当社の完全子会社である株式会社 crafty に供給するトレーディングカード（同社が運営する「アイリストレカ」におけるオリパの商品として用いるもの）の仕入資金を含みます。当社は、本第三者割当により調達する資金を同社に対する貸付又は出資には充当いたしません。

① トレカ事業に係る在庫入替資金（200 百万円）

トレカ事業は、実店舗及び EC サイトにおける商品在庫の質及び量が売上高に直結する事業特性を有しており、取扱タイトルの拡充及び相場変動に対応した機動的な仕入れを行うためには、これに先行する仕入資金の確保が不可欠であります。特に、前記「２．(1) ③(ｱ)」記載のとおり相場の下落と月次売上高の低

迷が続く状況において、相場の変動に応じて在庫を機動的に入れ替えることができなければ、在庫の評価損失が拡大し、同事業の事業基盤そのものが失われるおそれがあります。

2026 年９月期末における当社グループの商品及び製品の残高は 80 百万円であり、同期におけるトレカ事業の売上高（899 百万円）の規模に照らして限定的な水準にとどまっております。当社は、上記①の在庫入替資金により、相場の下落により価値が毀損した既存の在庫に依存する商品構成を早期に見直すとともに、今後の需要が見込まれる IP に係るトレーディングカードを機動的に仕入れて新たな在庫を構成することにより、同事業の商品構成及び収益構造の改革を進める方針であります。トレーディングカードの相場は、市場全体としては下落局面にある一方、個別の IP ごとに大きく異なる推移をたどるものであり、新作の発売、アニメ化その他のメディア展開、大会の開催等を契機として特定の IP に需要が集中する傾向があります。もっとも、トレーディングカードは、発行元による供給量が限定され、かつ追加の供給が行われない商品であるため、需要が集中した IP に係る商品は、市場において急速に需給がひっ迫し、短期間のうちに調達可能な数量が減少するとともに仕入価格が上昇いたします。当社のように商品を市場及び買取を通じて調達する事業者にとって、こうした商品を確保することができる期間は限られており、需給のひっ迫が進んだ後に参入した場合には、高値での仕入れを余儀なくされ、又はそもそも必要な数量を確保することができません。

したがいまして、当社が本件の構造改革を実行するためには、需要が見込まれる IP を見極めた上で、その需給がひっ迫する前の段階で機動的に仕入れを行うことができるよう、資金需要の発生に応じて適時に資金を受け入れ得る手段を確保しておくことが重要であり、資金調達の時期がこれに遅れた場合には、当該構造改革の機会を失うおそれがあります。当社は、現在の在庫が相場の下落により価値の毀損したまま滞留し、月次売上高の低迷が続いている状況において、この機会を逸すれば、既存の在庫の価値の下落に伴う損失が更に拡大し、商品仕入資金を確保するための原資も失われる結果、同事業の収益構造の改革は一層困難となるものと認識しております。既存事業において採り得る選択肢は限られており、当社は、本第三者割当により確保する資金をもって商品構成の抜本的な入替えを実行することが、トレカ事業の収益構造を改革するための重要な機会であると認識しており、これを逸した場合には、同事業は価値の毀損した在庫を抱えたまま縮小を続け、当社グループの収益基盤は損なわれるおそれがあるものと考えております。本件の資金調達が実現するか否か、そしてこれを需要が見込まれる IP に係る商品の需給がひっ迫する前に実行できるか否かにより、既存事業の今後に大きな差が生じるものと考えております。本第三者割当は、こうした状況の下で、返済を要しない自己資本により、当該構造改革に必要な在庫入替資金を、その実行に間に合う時期に確保することを企図するものであり（ただし、前記「２．(3) ②(ｱ)」記載のリスクがあります。）、当社は、現時点においてこれを実施することが、当社にとって最も現実的な選択肢であると判断しております。

上記①の在庫入替資金は、既存の在庫に依存する商品構成を転換するために一時的に必要となる資金であり、通常の営業循環において反復的に発生する下記②の運転資金とは性質を異にするものであります。当社は、在庫の入替えを、需要が見込まれる IP に係る商品の需給がひっ迫する前の段階で実行する必要があることから、行使期間の初期における本新株予約権の行使により調達する資金を、上記①の在庫入替資金に優先的に充当し、2027 年 12 月までに在庫の入替えを完了することを予定しております（上記の支出予定時期は、本新株予約権の行使が当社の資金需要の発生状況に応じて進むことを前提としたものであり、行使の状況によっては変動することがあります。）。なお、在庫の入替えによる収益性の改善の可能性及びそのリスクについては、前記「２．(1) ⑥」に記載のとおりであります。

② 当社（アクセルマーク本社）における運転資金（トレカ事業に係る商品仕入資金に係る運転資金）（155.3 百万円）

上記②のトレカ事業に係る商品仕入資金（155.3 百万円）は、当社（アクセルマーク本社）が営業循環の中で反復的に行うトレーディングカードの仕入れに係る運転資金であり、その主要な部分は、前記「２．(1) ③(ｲ)」記載のとおり、規制強化の進展に先立ち高単価のトレーディングカードの在庫を確保し、オリパの市場が再編される局面において市場シェアの獲得を目指すための仕入資金であります。オリパは、高単価のトレーディングカードを上位の賞として組み入れることにより商品としての魅力が形成される商品であり、当該高単価のトレーディングカードを確実に仕入れる必要があることから、オリパの販売の拡

大に伴い、商品仕入資金の需要は増大いたします。上記②の商品仕入資金のうち、高単価のトレーディングカードの仕入れに係る資金は、規制強化の進展に先立ち、相場及び需給の動向を見極めながら複数回に分けて仕入れを行うことにより、行使期間の初期において優先的に支出することを予定しており、その他の商品仕入資金は、行使期間を通じて反復的に発生する仕入れに充当いたします。当社は、本第三者割当により調達する資金をもって当該高単価のトレーディングカードを仕入れ、当社の完全子会社である株式会社 crafty に供給することにより、同社が運営する「アイリストレカ」におけるオリパの販売の拡大を図ります。本第三者割当による資金調達が実現しない場合には、当社は、規制強化の進展に先立って必要な在庫を確保することができず、他の事業者との間の高単価のトレーディングカードの調達競争において劣後し、市場シェアを獲得する機会を失うおそれがあります。なお、前記「２．(1) ③(ｲ)」記載のとおり、規制強化の内容及び程度によってはオリパの販売の継続が困難となるおそれがあり、その場合には、確保した在庫を実店舗及び公式 EC サイトにおいて現物として販売することとなりますが、その売却価格は相場の動向に左右されるため、在庫の評価損失が生じるおそれがあります。

当社は、前記「２．(1) ⑥」記載のとおり、既存事業の運転資金については返済を要しない自己資本により調達する必要があると判断しており、本第三者割当により調達する資金の全額を、トレカ事業に係る上記①及び②の使途に充当いたします。

なお、上記②のトレカ事業に係る商品仕入資金は、当社（アクセルマーク本社）におけるトレカ事業の営業循環に係る資金であり、本新株予約権の行使による資金流入の時期に応じ、仕入の時期及び金額その他の資金需要の発生状況を踏まえて機動的に充当する必要があることから、運転資金として記載しております。他方、上記①の在庫入替資金は、相場の下落により価値が毀損した既存の在庫に依存する商品構成から、需要が見込まれる IP に係る商品を中心とする構成へ転換するための資金であり、通常の営業循環における商品の仕入れとは性質を異にすることから、運転資金とは区分して記載しております。なお、上記①及び②への充当の時期は、行使による資金流入の時期及び資金需要の発生状況に応じて調整いたします。

４．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達する資金を、前記「２．(1) ③」記載の経営課題（トレカ事業における商品仕入資金の構造的な不足並びにオリパの販売に対する規制強化の動きを踏まえた市場シェアの獲得に向けた在庫確保の必要性）に直接対応する使途にのみ充当するものであります。前記「２．(1) ⑥」記載のとおり、営業損失が継続し不安定な状態にある既存事業の運転資金に負債を活用することは適切ではなく（当社は、前記「２．(1) ②」記載のとおり、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針に転換しております。）、既存事業の運転資金は返済を要しない自己資本により賄い、厳しい市場環境を切り抜けた上で長期的に黒字化を目指す必要があるところ、本第三者割当はこれに適合するものであります。

本第三者割当により調達する資金は、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金の不足を補うものにとどまり、それ自体が当社グループの収益構造を短期的に改善し、又は営業損失を直ちに解消するものではありませんが、営業損失が継続する中で継続企業の前提に関する注記を要しない状況を維持し、資金繰りに係る重要な不確実性を生じさせることなく事業を継続するために必要なものであり（前記「２．(1) ⑤」参照）、運転資金が厳しい現状においては、その確保の時期を逸すること自体が既存事業の収益構造を改革する機会を失わせ、事業基盤の毀損を一層深刻なものとするおそれがあり、特に、オリパの販売に対する規制強化が進展した後においては、在庫の確保を通じて市場シェアを獲得する機会を失うおそれがあることから、早期に実行する必要があるとともに、既存事業の事業基盤を維持した上で長期的な収益性の改善に取り組むための前提となるものであります。また、当該資金は、ヘルスケア領域における M&A 関連資金及び事業投資資金には充当せず、同領域への投資は前回第三者割当増資により調達した資金の範囲内において行う方針であり、当該範囲を超える大型の M&A は当面行いません。

本件の調達予定額は、新体制への移行後に当社グループの既存事業の資金需要を精査した結果に基づき、一時的に必要となる在庫入替資金及び本新株予約権の行使期間を通じて反復的に発生する商品仕入資金の所要額を見積もった上で、これを上回らない範囲で設定したものであります。加えて、当社は、本取締役会決議日の直前営業日における当社株価の水準（終値 34 円）の下では同一の調達額に対する既存株主の皆様の希

薄化負担が大きくなることを踏まえ、本新株予約権の目的である株式の総数を 11,650,000 株（希薄化率 17.84%）にとどめることとし、当該株価水準に基づく行使価額（31 円）により調達し得る金額（差引手取概算額 355.3 百万円）の範囲内で、前記「３．(2)」（注）２記載の優先順位（在庫入替資金、高単価のトレーディングカードの仕入れに係る商品仕入資金、その他の商品仕入資金の順）に従って各使途への充当額を設定しております。当社は、広告事業については、媒体費等の先行支払が取扱高に応じて発生するものであり、取扱高を同事業の資金の範囲内で管理することにより事業を継続しながら対応することが可能であることから、本第三者割当により調達する資金を同事業には充当せず、その全額をトレカ事業に充当することといたしました（前記「２．(1) ③(ｳ)」参照）。トレカ事業に係る商品仕入資金への充当額（155.3 百万円）は、同資金が営業循環の中で反復的に発生し、仕入規模を資金の範囲内で調整し得る性質のものであることを踏まえ、規制強化の進展に先立って確保する必要がある高単価のトレーディングカードの仕入れを優先して実行するために必要な水準として設定したものであります。本スキームにおいては、資金の払込みが資金需要の発生に応じて段階的に行われ、資金需要が想定を下回る場合には行使停止指定条項及び取得条項により調達を停止することができるため、必要以上の資金の調達又は希薄化の進行を当社の側から抑制することが可能であります（ただし、前記「２．(3) ②(ｲ)及び(ｳ)」記載の留意点があります。）。さらに、当社は、本第三者割当により調達する資金を管理勘定において区分して管理し、その充当状況を四半期ごとに当社の監査等委員会に報告するとともに、資金使途に重要な変更が生じる場合には速やかに開示することとしております。以上により、当社は、本件の資金使途には十分な合理性が認められるものと判断しております。

５．発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

① 行使価額の決定経緯

本新株予約権の行使価額は、１株につき金 31 円といたしました。当該行使価額は、本取締役会決議日の直前営業日（2026 年 11 月 12 日）の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値（34 円）の 90%に相当する金額（30.6 円）の１円未満の端数を切り上げた金額であって、当該終値に対して 8.82%のディスカウントを付した水準であり、当社と割当予定先との間の交渉を経て合意したものであります。行使価額と当社普通株式の市場株価との関係は、以下のとおりであります。

参照期間	参照株価（円）	行使価額（31 円）との対比（ディスカウント率）
本取締役会決議日の直前営業日終値	34	91.18%（8.82%）
本取締役会決議日の直前 1 か月間の終値単純平均株価	48	64.58%（35.42%）
本取締役会決議日の直前 3 か月間の終値単純平均株価	73	42.47%（57.53%）
本取締役会決議日の直前 6 か月間の終値単純平均株価	70	44.29%（55.71%）

（注）参照株価は、第１行については本取締役会決議日の直前営業日（2026 年 11 月 12 日）の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値、第２行ないし第４行については各期間中の同市場における当社普通株式の毎日の終値の単純平均値（円未満四捨五入）であります。第２行ないし第４行の各期間は、それぞれ 2026 年 10 月 13 日、同年８月 13 日及び同年５月 13 日から、いずれも同年 11 月 12 日までの期間であります。表中の割合は「行使価額÷参照株価」により、ディスカウント率は「1－行使価額÷参照株価」によりそれぞれ算出しており、いずれも上記の参照株価（円未満四捨五入後）を用いて算出の上、小数点第３位を四捨五入しております。「△」はディスカウントではなくプレミアムが生じていることを示しております。

日証協指針は、第三者割当による株式の発行価額について、原則として、当該発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額とすべき旨を定めております。本新株予約権の行使価額（31 円）は、本取締役会決議日の直前営業日終値（34 円）に 0.9 を乗じた額（30.6 円）以上であり、日証協指針に定める上記の基準を満た

しております。なお、日証協指針は、日本証券業協会の協会員（証券会社）を名宛人とし、その文言上、第三者割当による株式の発行価額を対象とするものでありますが、当社は、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付されることに鑑み、同指針の趣旨を踏まえ、本新株予約権の行使価額についても同基準に準拠することといたしました。したがいまして、当社は、本新株予約権の行使価額は、日証協指針に定める基準に準拠した合理的な水準にあるものと判断しております。

② ディスカウントを設定した理由

当社取締役会は、本新株予約権の行使価額について8.82%のディスカウントを設定することが、以下の(ｱ)ないし(ｵ)に記載する各事情に照らして合理的であると判断いたしました。

(ｱ) 割当予定先は、本新株予約権を行使する義務を負うものではありませんが、他方において、本新株予約権の払込みにより1個当たり53円（総額6,174,500円）の対価を支出するところ、行使期間（2年間）を通じて当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合には、当該支出額を回収することができないリスクを負担すること（なお、後記③記載の第三者算定機関による算定においては、同③(ｷ)記載のとおり、売却に要するコストを考慮した後の当社株価が行使価額を上回る取引日において、割当予定先が残存する本新株予約権を行使期間の残存日数に応じて均等に行使することが前提とされております。また、当該支出額（1個当たり53円）は後記③記載のディスカウント相当額（1個当たり247円）を下回るものであり、当社は、当該支出額の回収可能性のみをもってディスカウント率が正当化されるものとは考えておらず、以下の(ｲ)ないし(ｵ)記載の各事情と併せて総合的に勘案しております。）。

(ｲ) 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、当社株式の流動性及び流通株式比率を考慮し、適切なタイミングで売却する予定でありますが（後記「6．(3)」参照）、当社株式の市場における流動性は限定的であり、市場への影響に配慮しながら売却を行う必要があることから、取得した株式を短期間のうちに売却することは困難であり、売却までの間の株価変動リスク及び資金拘束を負担すること（なお、後記③記載の第三者算定機関による算定における当該売却に係るコストの取扱いは、同③(ｸ)に記載のとおりであります。）。

(ｳ) 本新株予約権に付された行使停止指定条項及び取得条項に基づく権利を当社が有しているため、割当予定先の行使機会は当社の判断により制限され得るものであり、割当予定先は当該制限に伴う機会損失のリスクを負担すること。

(ｴ) 割当予定先は、本新株予約権の引受け及び行使を通じて当社に対する出資を追加的に行うものであり、当社の既存事業の再構築その他の事業の遂行に係る事業リスクを重畳的に負担すること（なお、当社は、割当予定先が当社の親会社かつ支配株主であること自体は、少数株主の皆様との構造的な利益相反関係を強める事情であってディスカウント率を正当化する事情ではないものと認識しており、当該事情をディスカウント率の判断において有利に考慮しておりません。）。

(ｵ) 後記「6．(2) ①(ｴ)」記載のとおり、割当予定先以外の複数の候補先に対する打診において、本件と同一のディスカウント率及び同様の諸条件による本新株予約権の引受けについて、いずれの候補先からも応諾を得ることができなかったこと。

当社は、上記の各事情に照らし、8.82%のディスカウントを設定することは、割当予定先が負担するリスク及び制約に対する経済的合理性を確保するために必要かつ合理的な範囲内にあるものと判断しております。なお、当社が割当予定先との間で締結している法務支援に関する契約（内容は後記「6．(1) ⑬」に記載のとおりであります。）に基づく対価は、同社が提供する役務の対価として支払われるものであって、本新株予約権の引受けの対価的性質を有するものではありません。もっとも、当社は、上場規程第441条の2の趣旨に鑑み、同契約に基づく対価の額（年間12,000,000円）、並びに2026年10月22日付で行われた本ファシリティ契約の解除及び前回第三者割当増資に係るロックアップの解除並びに本取締役会決議日付で行う買増し禁止条項の解除（後記「6．(3)」参照）を含む割当予定先との一連の取引の全体を勘案した上で、本新株予約権の発行条件が少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認しております。

③ 本新株予約権の発行価額の算定根拠

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に当たり、当社及び割当予定先のいずれからも独立し、本件に関して利害関係を有しない第三者算定機関である茄子評価株式会社（所在地：東京都港区麻布十番一丁目2番7号、代表者：代表取締役　那須川進一。以下「本第三者算定機関」といいます。）に対して、本新株

予約権の公正価値の算定を依頼いたしました。

本第三者算定機関は、本新株予約権の発行要項及び本買受契約に定められる諸条件（行使価額の固定、行使期間及び譲渡制限条項を含みます。行使停止指定条項及び取得条項の取扱いについては、後記のとおりであります。）を前提として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の公正価値を算定しております。

本第三者算定機関が算定に用いた主要な前提条件は、以下のとおりであります。

(ｱ) 株価　34 円（本取締役会決議日の直前営業日（2026 年 11 月 12 日）の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値）

(ｲ) 行使価額　31 円

(ｳ) 権利行使期間　2026 年 12 月１日から 2028 年 11 月 30 日まで（２年間）

(ｴ) ボラティリティ　99.27%（評価基準日（2026 年 11 月 12 日）前の 500 取引日の期間における当社普通株式の株価実績に基づき算出）

(ｵ) 無リスク利子率　1.86%（評価基準日（2026 年 11 月 12 日）における残存期間に対応する国債利回り）

(ｶ) 配当利回り　０%（当社は直近３期において配当を実施しておりません。）

(ｷ) 割当予定先の権利行使行動　下記(ｸ)の売却に要するコストを考慮した後の当社株価が行使価額を上回る取引日において、残存する本新株予約権の数を行使期間の残存日数で除した数の本新株予約権を行使するものと想定

(ｸ) 割当予定先が本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場において売却する際に要するコスト　売却価格のディスカウント 3.00%及び売却による株価の下落率 1.50%（いずれも 2024 年及び 2025 年における立会外分売の実績を参照）

本第三者算定機関による算定結果は、本新株予約権１個当たり金 53 円であります。

なお、本新株予約権には、当社が本新株予約権の発行価額と同額でこれを取得することができる取得条項、及び当社が行使停止期間を指定することができる行使停止指定条項が付されており、これらの条項は、本新株予約権の時間的価値を減殺するほか、前記「２．(2) ③」記載のとおり、本新株予約権の本源的価値の一部をも減殺し得るものであります。もっとも、当社がこれらの条項に基づく権利を行使する時期は、当社の資金需要の発生状況及び将来の株価の動向等に依存し、これを定量的に評価することができないため、本第三者算定機関は、これらの条項を本新株予約権の価値の算定に反映しておりません（当社は、本第三者算定機関から、これらの条項はその行使の時期を定量的に評価することができないため評価に反映していない旨の説明を受けており、算定の前提条件について本第三者算定機関との間に認識の相違はありません。）。これらの条項は、いずれも当社の判断により割当予定先の行使機会を制限し、又は本新株予約権を消滅させ得るものであり、本新株予約権の保有者である割当予定先にとって不利に作用する条項であることから、仮にこれらを算定に反映した場合には、本新株予約権の価値は、これらを反映しない場合の価値を下回ることはあっても上回ることはないものと考えられます。したがいまして、これらの条項を反映せずに算定された本新株予約権の公正価値を下回らない水準に決定した本新株予約権の発行価額は、これらの条項を反映した場合の公正価値をも下回らない水準にあるものと当社は判断しております。なお、本新株予約権 1 個当たりの発行価額 53 円は、これを交付株式数（100 株）で除した１株当たり 0.53 円を行使価額（31 円）に加えた金額、すなわち割当予定先が本新株予約権の行使により当社普通株式１株を取得するために要する実質的な負担額（１株当たり 31.53 円）が、本取締役会決議日の直前営業日（2026 年 11 月 12 日）の当社普通株式の終値（34 円）に対して 7.26%のディスカウントとなる水準に相当いたします。したがいまして、当該終値と当該実質的な負担額との差額（１株当たり 2.47 円）に交付株式数（100 株）を乗じた額、すなわち割当予定先が実質的に享受するディスカウント相当額は本新株予約権１個当たり 247 円（総額 28,775,500 円）となります。当社は、本第三者算定機関の算定結果（１個当たり 53 円）を踏まえ、本新株予約権１個当たりの発行価額を、当該算定結果と同額の金 53 円（総額 6,174,500 円）といたしました。当該発行価額は、独立した第三者算定機関である本第三者算定機関が算定した公正価値を下回らない水準にあります。したがいまして、当社は、本新株予約権の発行価額が割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

以上を踏まえ、当社は、本第三者割当が会社法第 238 条第３項各号に定める場合のいずれにも該当しないものと判断しており、同法第 240 条第１項に基づき、本新株予約権の募集事項の決定は本取締役会の決議によることとし、株主総会の特別決議（同法第 309 条第２項第６号）は要しないものと整理しております。また、割当予定先は、本日現在既に当社の総株主の議決権の 68.91％を保有しており、本新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数が当社の総株主の議決権の数の２分の１を超えることから、会社法第 244 条の２第１項に定める特定引受人に該当いたしますが、割当予定先は当社の親会社等（同法第２条第４号の２）に該当することから、同項ただし書により同項の株主に対する通知を要せず、したがって同条第５項に基づく株主総会の決議も要しないものと整理しております。

④　監査等委員会の意見

当社の監査等委員会は、本新株予約権の発行価額の算定根拠及びその決定過程並びに本件に係る取締役会の意思決定過程について、(ｱ)本第三者算定機関が当社及び割当予定先のいずれからも独立した第三者算定機関であること、(ｲ)本第三者算定機関による算定方法（モンテカルロ・シミュレーション）及び算定に用いられた前提条件に不合理な点が認められないこと、(ｳ)本新株予約権の発行価額が当該算定結果を下回るものでないことを確認の上、本取締役会に先立って開催された 2026 年 11 月 13 日開催の監査等委員会において、監査等委員である取締役全員の一致により、本新株予約権の発行価額（１個当たり金 53 円）は割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

なお、当社は、上記の意見とは別に、当社の支配株主である割当予定先及び当社の経営者から独立した委員（弁護士　門松優介氏（弁護士法人 ANSWERZ)、公認会計士　奥山結紀氏（奥山結紀公認会計士事務所代表）及び当社の独立社外取締役（監査等委員）である弓削田浩主氏の３名）で構成される第三者委員会から、上場規程第 441 条の２の規定に基づき、本第三者割当を行うことについての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を入手しております。詳細は、後記「５．(3) ②」及び「１０．(3)」に記載のとおりであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①　希薄化率の水準

本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数は 11,650,000 株（議決権数 116,500 個）であり、2026 年９月 30 日現在の当社発行済株式総数 65,313,200 株（自己株式 33 株を含みます。）に対して 17.84％、同日現在の当社議決権総数 653,065 個に対して 17.84％の割合に相当いたします。

本第三者割当単独の希薄化率は、上場規程第 432 条に定める 25％の基準を下回る水準にあります。もっとも、同条に定める希薄化率は、第三者割当を短期間（６か月を目安とされております。）に複数回実施する場合には、これらの第三者割当を一体とみなして算定するものとされており、本第三者割当と前回第三者割当増資とを一体とみなして算定した希薄化率は 278.97％となり、同基準以上に該当いたします。詳細は、後記「９．企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおりであります。

なお、本日現在の当社の発行可能株式総数は 77,000,000 株、発行済株式総数は 65,313,200 株であり、本新株予約権の目的である株式の総数（11,650,000 株）は、発行可能株式総数から発行済株式総数を控除した数（11,686,800 株）の範囲内であります。また、当社は、本取締役会において、第 26 回新株予約権及び第 28 回新株予約権の全部並びに第 33 回新株予約権の一部（当社元取締役１名の保有分 12,000 個）を取得し、本取締役会の決議に基づき本日付で消却しており（本日付「第 26 回新株予約権及び第 28 回新株予約権の全部並びに第 33 回新株予約権の一部の取得・消却に関するお知らせ」参照)、本日現在、当社の新株予約権は、第 33 回新株予約権（22,300 個、目的である株式の数 2,230,000 株。行使期間は 2031 年１月１日から開始いたします。）のみであります。

②　希薄化規模が合理的であると判断した根拠

当社は、以下の(ｱ)ないし(ｶ)に記載する各事情を総合的に勘案し、本第三者割当に係る希薄化の規模は合理的な範囲内にあるものと判断いたしました。

(ｱ)　本新株予約権は、転換価額の修正に応じて交付株式数が増加する転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）とは異なり、交付株式数が固定されているため、既存株主の皆様に生じる希薄化の上限は、発行時点において 11,650,000 株（17.84％）に確定しております。また、行使価額が固定されている

ため、株価の下落に伴って行使価額が下方に修正され、同一の希薄化に対して調達額が減少することもありません。

(ｲ)　本新株予約権の行使に際しては１株につき31円の払込みが行われるため、行使に伴う希薄化は、それに対応する自己資本の増加を伴うものであります。また、当該行使価額は日証協指針に定める基準（本取締役会決議日の直前営業日の終値の90%以上）を満たしております。

(ｳ)　本第三者割当により調達する資金は、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金に充当されるものであり、当該充当を通じて既存事業の事業基盤の維持及び収益基盤の毀損の防止が図られることにより、中長期的には既存株主の皆様の利益に資するものと判断しております。もっとも、既存事業の黒字化は非常に難易度の高い課題であり、当該充当のみによって既存事業の黒字化が短期的に実現することが見込まれるものではなく、当社は、当該充当により維持される事業基盤の上で、長期的な収益性の改善に取り組んでまいります。

(ｴ)　本新株予約権には行使停止指定条項及び取得条項が付されており、当社は、当社の株価動向及び資金需要の状況に応じて、希薄化の進行を当社の側から抑制することが可能であります（ただし、前記「２．(3) ②(ｳ)」記載の留意点があります。）。

(ｵ)　本新株予約権の行使により交付される株式の売却に伴う市場への影響について、当社株式の最近６か月間（2026年５月13日から同年11月12日まで）における１日当たりの平均売買高は1,477,854株であり、本新株予約権の全部の行使により交付される11,650,000株は、当該平均売買高の約7.9営業日分に相当いたします。もっとも、本新株予約権の行使期間は２年間（約490営業日）であり、仮に全部の行使及び売却が当該期間を通じて均等に行われた場合の１日当たりの数量は約23,800株と、当該平均売買高の約1.6%にとどまります。加えて、本新株予約権の行使は、割当予定先の意向（前記「２．(2) ①」参照）に照らし、当社の資金需要の発生状況に応じて段階的に行われることが想定され、当社は行使停止指定条項により行使のペースを調整し得るほか、割当予定先は、当社株式の流動性及び流通株式比率を考慮し、適切なタイミングで売却する予定である旨を表明しております（後記「６．(3)」参照）。これらにより、本新株予約権の行使により交付される株式は、市場の流動性に応じて段階的に売却されることとなるため、当社は、急激な株価の下落を招くことなく売却が行われ得る市場流動性があるものと判断しております。ただし、売却の時期及び数量によっては株価が下落する可能性があることは、前記「２．(3)②(ｵ)」に記載のとおりであります。

(ｶ)　本第三者割当と前回第三者割当増資とを一体とみなして算定した希薄化率（278.97%）については、以下の各事情を総合的に勘案し、当該希薄化の規模は合理的な範囲内にあるものと判断しております。第一に、当該希薄化率のうち前回第三者割当増資に係る部分（前回開示「Ⅰ．５．(2) ①」に記載の希薄化率221.53%（株式数ベース）。議決権ベースでは221.60%。後記「９．」参照）は、既に2026年７月２日の払込みにより生じたものであり、同増資は、上場規程第432条に基づき同日開催の当社臨時株主総会において株主の皆様の意思を確認する手続を経るとともに、会社法第199条第３項に定める有利発行に係る同株主総会の特別決議を経て実施されたものであります。したがいまして、本第三者割当の実施に当たり既存株主の皆様に新たに生じる希薄化は、本第三者割当単独の希薄化率（17.84%）の範囲内にとどまります。第二に、上場規程第432条が短期間に複数回実施される第三者割当を一体とみなして希薄化率を算定することとしている趣旨は、大規模な第三者割当を分割して実施することにより同条の手続を回避することを防止する点にあるものと理解しておりますが、前回第三者割当増資はヘルスケア領域における成長戦略の実行を目的とし、本第三者割当はトレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金の確保を目的とするものであって、両者はその目的及び資金使途を異にしており、また、本第三者割当は、前回第三者割当増資の時点では想定していなかった同増資後の不測の事態（前記「２．(1) ②」参照）に起因する財務戦略の転換に伴い必要となったものであり（前回開示「Ⅰ．３．(2)」においては、2027年９月期以降の運転資金は本ファシリティ契約を活用して充足することとされておりました。）、前回第三者割当増資の時点において本第三者割当を予定していたものではありません。当社は、このような事情の下においても、同条の趣旨を尊重し、一体とみなした希薄化率を前提として、経営者から一定程度独立した者（第三者委員会）から本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手しております（後記「９．」参照）。第三に、本第三者割当の発行条件は、既存株主の皆様の利益に配慮したものとなっております。すなわち、本

新株予約権の行使価額（31円）は日証協指針に定める基準（本取締役会決議日の直前営業日の終値の90%以上）を満たす水準であり、割当予定先は本新株予約権の発行価額（１個当たり 53 円）を発行時に払い込むため、割当予定先が実質的に享受するディスカウントは当該終値に対して 7.26%に相当する水準にとどまること（前記「５．(1) ③」参照）、当社株価が行使価額を下回って推移する局面においては本新株予約権を行使する経済的合理性が失われるため、当該局面において行使が行われ希薄化が生じることは通常想定されないこと、交付株式数の上限が発行時点において固定されていること、並びに当社が行使停止指定条項及び取得条項により希薄化の進行を当社の側から抑制し得ることから、既存株主の皆様に生じる希薄化は、その上限、時期及び条件のいずれについても制御されたものとなっております。第四に、当社は、本取締役会決議日の直前営業日における当社株価の水準（終値 34 円）の下で、本新株予約権の目的である株式の総数を 11,650,000 株にとどめ、当該株価水準に基づく行使価額により調達し得る金額の範囲内で調達予定額及び各使途への充当額を設定しており（前記「４.」参照）、株価の水準にかかわらず、既存株主の皆様に生じる希薄化は当該上限の範囲内にとどまります。また、本第三者割当の実施を先送りした場合には、営業損失の継続により純資産が減少し、価値の毀損した在庫を入れ替えることができないまま赤字幅が拡大することを通じて当社株価が更に下落するおそれがあり、その場合には、同一の調達額に対してより多くの株式の交付を要することとなるため、本第三者割当を速やかに実施することは、既存株主の皆様の希薄化負担を抑制する観点からも合理的であります（前記「２．(1) ⑥」(c)及び(d)参照）。第五に、割当予定先は本第三者割当の実行前から当社の議決権の 68.91%を保有する親会社かつ支配株主であり、本第三者割当により当社の支配関係に変更が生じるものではない一方、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する株式を適切なタイミングで売却する方針であるため（後記「６．(3)」参照）、当該売却を通じて、本第三者割当は、当社株式の流通株式比率の改善及び市場における流動性の向上に資するものと考えております。第六に、本第三者割当を実施しない場合に既存株主の皆様が被る不利益（次段落参照）は、本第三者割当による希薄化により既存株主の皆様が被る不利益を大きく上回るものと判断しております。

加えて、本第三者割当を実施しない場合には、既存事業の運転資金が不足し、価値の毀損した在庫を抱えたまま事業を継続せざるを得ず、収益構造の改革の機会を失うことにより当社の事業基盤の毀損が進むおそれがあります。その結果、資金繰りに係る重要な不確実性が認められることとなり、継続企業の前提に関する注記の記載を要する事態に至るおそれがあるほか、業績及び株価の悪化を通じて上場維持基準に適合しなくなり、当社株式が上場廃止に至るおそれがあります。これらにより既存株主の皆様が被る不利益は、本第三者割当による希薄化（希薄化率 17.84%。前回第三者割当増資と一体とみなした場合には278.97%）により既存株主の皆様が被る不利益を大きく上回るものと当社は判断しております。また、当社が、前記「２．(1) ②」記載のとおり、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針としておりますのは、エクイティによる資金調達が既存株主の皆様の持分の希薄化を伴うものであることを踏まえてもなお、赤字が継続する見込みの下で借入れにより資金を調達し、債務超過や上場廃止基準への抵触のおそれを生じさせることが、既存株主の皆様にとってより重大な不利益をもたらし得ると判断したことによるものであります。以上を総合的に勘案し、当社は、本第三者割当に係る発行数量及び希薄化の規模は、当社及び既存株主の皆様の中長期的な利益に照らして合理的な範囲内にあるものと判断しております。

(3) 本件の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本第三者割当が(ｱ)当社の親会社かつ支配株主であるコンヴァノ社を割当予定先とするものであること、及び(ｲ)本新株予約権の全部が行使された場合には 17.84%の希薄化が生じ、かつ、本第三者割当と前回第三者割当増資とを一体とみなして算定した希薄化率が上場規程第 432 条に定める 25%以上となることに鑑み、本件に係る当社の意思決定過程における公正性を確保するとともに、既存株主（特に少数株主）の皆様の利益を適切に保護するため、以下の①ないし③の各措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関による新株予約権価値算定書の取得

当社は、本新株予約権の発行価額の合理性を客観的に検証するため、当社及び割当予定先のいずれからも独立した本第三者算定機関を選任し、本第三者算定機関から、本新株予約権の公正価値に関する算定書

を取得しております（詳細は、前記「５．(1) ③本新株予約権の発行価額の算定根拠」に記載のとおりであります。）。

② 経営者から一定程度独立した者及び支配株主からの独立性を有する者（第三者委員会）による意見の入手

当社は、本第三者割当について、当社の支配株主である割当予定先及び当社の経営者から独立した委員（弁護士 門松優介氏（弁護士法人 ANSWERZ）、公認会計士 奥山結紀氏（奥山結紀公認会計士事務所代表）及び当社の独立社外取締役（監査等委員）である弓削田浩主氏の３名）で構成される第三者委員会を設置し、本取締役会に先立ち、2026 年 11 月 13 日付で、同委員会から、以下の(ｱ)及び(ｲ)の各意見を入手しております。

(ｱ) 上場規程第 432 条に定める、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見。その概要は、以下の①及び②のとおりであります。

① 必要性について、当社グループは、既存事業である広告事業及びトレカ事業の黒字化への道筋が見出せない中で、これを補うものと位置付けてきたヘルスケア領域を含むビューティー＆ウェルネス事業が実質的に停止状態にあり、収益基盤が大きく損なわれかねない厳しい状況に置かれていることから、既存事業の再構築を一刻も早く行う必要が生じているところ、広告事業は主要顧客業界の広告予算の動向という当社がコントロールできない要因に多分に左右され、現時点で採り得る方策が限定的であり、また、同事業の媒体費等の先行支払は取扱高に応じて発生するものであって、取扱高を同事業の資金の範囲内で管理することにより事業を継続しながら対応することが可能である一方、トレカ事業は当社グループの連結売上高の約８割を占める基幹事業であることを考慮すると、優先的にトレカ事業の再構築に経営リソースを割くという判断は合理性が高いこと。当社が保有する手元現預金及び今後見込まれる営業キャッシュ・フローではトレカ事業の再構築に十分な資金を投下することが難しい状況にあるところ、前回第三者割当増資の未充当資金（812 百万円）に係る資金使途を変更してトレカ事業の再構築に充当することも選択肢の一つになるものの、前回第三者割当増資は上場規程第 432 条に基づき臨時株主総会において株主の皆様の意思を確認する手続を経て実施したものであり、その際に示された資金使途を前提として同増資の必要性及び相当性が判断されたことに鑑み、同増資の実施から間もないタイミングで資金使途を変更するべきではないとする当社の考えについて、その理由及び結論に違和感はないこと。本第三者割当の資金使途（トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金）はトレカ事業の再構築に向けた施策であると認められ、各資金使途への充当予定額は、所要額を見積もった上でこれを上回らない範囲で設定されたものであり、必要以上の金額を調達するものであるとは認められないこと。本第三者割当による資金調達がない場合には、既存事業の運転資金は 2027 年１月初旬にも不足する見込みであり、現時点において本第三者割当を実施する必要性も認められること。以上から、本第三者割当により調達する資金を上記の使途に充当することは、当社の存続に向けて事業基盤を再構築することに寄与し、企業価値の向上を通じて既存株主の皆様の利益に資する可能性があると合理的に考えられ、本第三者割当には必要性が認められること。

② 相当性について、(i)資金調達手法としての合理性に関し、本第三者割当において採用されている資金調達手法は、公募増資、株主割当増資、新株式の第三者割当、金融機関からの借入れ、行使価額修正条項付新株予約権（MS ワラント）、MSCB 及び割当予定先からの借入れといった他の資金調達手法も網羅的に選択肢に入れた上で比較考慮の上決定されており、また、既存株主の皆様の利益に配慮するという視点も考慮されており、資金調達手法の選択には特に不合理な点は認められないこと、(ii)発行条件等の相当性に関し、本新株予約権の行使価額は、同種の新株予約権の発行による資金調達において見られる行使価額の範囲から逸脱するものではなく、直近の株価に一定のディスカウントを付した理由についても特段不合理な点は認められず、当社の業況及び財務状態に鑑みると本新株予約権の行使を促進する設計とする必要があることからしても合理的であり、本新株予約権の発行価額については、本第三者算定機関が当社から独立性を有し、この種の新株予約権の発行における第三者算定機関として一定の実績を有することに加え、その算定書の内容につき合理性を疑わせる事情は特段なく、当該算定書を基に発行価額を決定した当社の判断過程にも特に不合理な点は認められず、さらに、希薄化については、前回第三者割当増資と一体とみなして算定した希薄化率は 278.97％に上り、希薄化の規模としては非常に

大きいものの、当社の足元の業況、事業ポートフォリオ、手元資金の状況及び今後のキャッシュ・フローの見込み等を総合的に考慮すると、大規模な希薄化を伴う資金調達を断行して既存事業の再構築に必要な使途に迅速に資金を充当する必要性が相当程度高いと考えられ、また、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の売却に際しては、当社株式の市場における流動性及び流通株式比率を考慮し、市場への影響に配慮する意向を示していることに照らし、当社株式の需給環境に及ぶ影響も相対的に抑えられる可能性があることも併せて考えれば、当該希薄化は許容ができないものではないこと、(iii)割当予定先の相当性に関し、当社の足元の経営成績及び財政状態に鑑みると新株予約権の引受け手を探索することは容易ではないと考えられ、また、当社の状況に対して深い理解を有する者が引き受ける必要性も高いことから、割当予定先の選定理由に不合理な点は認められないこと、並びに(iv)手続の公正性に関し、当社は、独立した第三者算定機関からの算定書の取得、第三者委員会の設置、独立社外取締役のみで構成される会議体による検討、特別の利害関係を有する取締役の排除及び監査等委員会の意見の各措置を講じているところ、割当予定先の指名に基づき就任した取締役のうち割当予定先の取締役を兼務しない５名は本第三者割当に係る取締役会の決議に参加するものの、独立社外取締役のみで構成される会議体による事前の検討を経ることとされており、また、第三者委員会による検討も経ていることに照らせば、割当予定先の影響を排除するための措置は相応に講じられているものと評価でき、本第三者割当に係る手続の公正性は担保されていることを総合的に考慮すると、本第三者割当には相当性が認められること。

(イ)　上場規程第 441 条の２及び同施行規則第 436 条の４の規定に基づく、本第三者割当を行うことについての決定が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見。その詳細は、後記「１０．(3)」に記載のとおりであります。

なお、第三者委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず時間単位又は固定額の報酬を当社が支払うものとしており、本第三者割当の決議、発行又は行使を条件とする成功報酬は含まれておりません。

当社が、上記の各意見を、当社の監査等委員会ではなく、外部の専門家を含む第三者委員会から入手することとした理由は、以下のとおりであります。本第三者割当は、当社の親会社かつ支配株主を割当予定先とするものであり、前回第三者割当増資と一体とみなした希薄化率が 278.97％と大規模なものとなるほか、新株予約権の価値算定及びディスカウントの設定の合理性、資金使途及び調達規模の妥当性、並びに 2026 年 10 月 22 日付で行われた本ファシリティ契約の解除及び前回第三者割当増資に係るロックアップの解除を含む割当予定先との一連の取引との関係等、法律、会計及び経営の専門的な観点からの検討を要する事項を含んでおります。当社は、これらの事項について、当社の役員のみで構成される監査等委員会の検討に加えて、当社、割当予定先及び当社の経営者のいずれとも利害関係を有しない外部の弁護士及び公認会計士が過半数を占める会議体による検討を経ることが、意見の独立性、客観性及び専門性を一層高め、少数株主の皆様の利益の保護に資するものと判断し、第三者委員会を設置いたしました。第三者委員会の委員の選定に当たっては、本件の検討に必要となる法律、会計及び経営の各観点について均衡のとれた構成とすることとし、法律の専門家として弁護士である門松優介氏（弁護士法人 ANSWERZ）を、会計及び企業価値評価の専門家として公認会計士である奥山結紀氏（奥山結紀公認会計士事務所代表）を、経営の専門家として企業経営者としての実務経験を有する当社の独立社外取締役（監査等委員）である弓削田浩主氏を、それぞれ選任いたしました。弓削田氏は、企業経営の実務に携わる経営者として、当社の事業の状況、資金繰りの状況及び本件に至る経緯を踏まえ、本第三者割当の必要性、資金使途及び調達規模の妥当性、並びに本件がトレカ事業の立て直しに与える影響について、経営の実務の観点から適切な判断を行うことができる者であります。また、同氏は、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に定める指針に基づき、2026 年 10 月 22 日付の本ファシリティ契約の解除及び前回第三者割当増資に係るロックアップの解除について、支配株主からの独立性を有する者として意見を表明しており、本件の意見において前提とすべき割当予定先との一連の取引の経緯を把握しております。当社は、これらの点を踏まえ、監査等委員５名のうち同氏を第三者委員会の委員に選任いたしました。他の監査等委員４名を含む独立社外取締役（監査等委員）５名は、後記③記載のとおり、独立社外取締役のみで構成される会議体において本件の検討を行い、その検討結果を取締役会に報告しているほか、監査等委員会として前記「５．(1) ④」記載の意見

を表明しており、第三者委員会による意見の入手は、これらの手続に加えて講じられた措置であります。第三者委員会の各委員は、いずれも、当社及び割当予定先の役員又は従業員（弓削田氏については、当社の独立社外取締役である点を除きます。）ではなく、当社又は割当予定先との間に本件に関する利害関係を有しておらず、第三者委員会の設置及び委員の選任は、割当予定先の取締役を兼務する当社の取締役（位高力氏）を除く当社取締役会の決議によるものであります。

③　利益相反の排除に係る手続

当社の取締役のうち６名は、割当予定先の指名に基づき就任した取締役であります。当社は、本件に関する取締役会の意思決定における公正性を確保するため、本件に関する取締役会の審議及び決議に先立ち、独立社外取締役（監査等委員）５名のみで構成される会議体において本件の検討を行い、その検討結果を取締役会に報告する手続を経ております。

また、当社は、本取締役会における本件の決議に当たり、当社の各取締役につき、会社法第 369 条第２項に定める特別の利害関係の有無を、割当予定先における地位及び本件への関与の態様に即して個別に検討いたしました。その結果、割当予定先の取締役を兼務する当社の取締役１名（位高力氏）につきましては、割当予定先の取締役として本件の引受けに係る割当予定先の意思決定に関与する立場にあり、同項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当することから、本件に係る審議及び決議に参加しておらず、また、本件に係る議案の議事の進行にも関与しておりません。

さらに、当社は、本新株予約権の発行後における行使停止期間の指定及びその撤回並びに取得条項に基づく本新株予約権の取得に係る取締役会の決議についても、割当予定先の取締役を兼務する当社の取締役（位高力氏）を特別の利害関係を有する取締役として審議及び決議に参加させず、当該決議に先立ち、本件の検討を行った独立社外取締役（監査等委員）のみで構成される会議体において、当社の資金需要の状況、本新株予約権の行使の状況及び既存株主の皆様の利益への影響を踏まえて、行使停止期間の指定若しくはその撤回又は本新株予約権の取得の要否を検討し（当社は、これらの事項を、資金需要の状況とあわせて四半期ごとに当該会議体に報告いたします。前記「２．(3) ②(ｳ)」参照）、その検討結果を取締役会に報告する手続を経ることとし、取締役会は、当該検討結果を最大限尊重して判断いたします。行使停止期間の指定若しくはその撤回又は本新株予約権の取得を決議した際には適時開示いたしますが、当該検討結果と異なる結論の決議を行った場合には、その旨及びその理由もあわせて開示いたします（前記「２．(3) ②(ｳ)」参照）。

本取締役会には、当社の取締役 10 名中 10 名が出席し、上記の特別の利害関係を有する取締役１名を除く出席取締役９名（うち独立社外取締役である監査等委員５名）の全員一致により、本件を決議いたしました。会社法第 369 条第１項に定める定足数は、同条第２項により議決に加わることができない取締役を除いた取締役の数を基礎として算定しております。

６．割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①　商号	株式会社コンヴァノ（英文名称：Convano Inc.）
②　本店所在地	東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号　Ｎ．Ｅ．Ｓ．ビルＳ棟Ｂ３Ｆ
③　代表者の役職・氏名	代表取締役社長　上四元　絢
④　事業内容	ネイル事業、コンサルティング事業、ヘルスケア事業、インベストメント＆アドバイザリー事業及び AI 事業
⑤　資本金の額	50,000 千円 （2026 年８月６日現在。2026 年６月 27 日開催の定時株主総会の決議に基づき、同年８月６日を効力発生日として資本金の額を 5,189,924 千円減少した後の金額であります。）
⑥　設立年月日	2013 年７月 10 日
⑦　発行済株式数	509,156,000 株（2026 年３月 31 日現在）
⑧　決算期	３月期

⑨　従業員数	連結 541 名（臨時雇用者数 10 名）／単体 479 名（臨時雇用者数 10 名） （2026 年 3 月 31 日現在）
⑩　主要取引先	一般社団法人メディカルアライアンス
⑪　主要取引銀行	株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行
⑫　大株主及び持株比率	株式会社ＮＴ　61.55％ 株式会社ディメンショナル　7.33％ 川口　佑　4.41％ 山下　奈津紀　3.95％ （2026 年３月 31 日現在。割当予定先の有価証券報告書に基づき、発行済株式の総数から会社法上の自己株式（520,100 株）を控除して算出しております。なお、割当予定先の連結財務諸表上は、これに加え、その連結子会社が保有する割当予定先株式 10,000,000 株が自己株式として認識されております。）
⑬　当社との関係等	
資本関係	割当予定先は、2026 年７月２日付で払込みが完了した前回第三者割当増資により、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の 68.90％（議決権比率 68.91％）を保有しており、当社の主要株主である筆頭株主、親会社及び支配株主に該当いたします。
人的関係	割当予定先の指名に基づき、2026 年７月２日付で当社の取締役６名が就任しております。このうち１名は割当予定先の取締役を兼務しております。
取引関係	当社は、割当予定先との間で 2026 年５月 29 日付で締結したコミットメント型タームローン・ファシリティ契約（融資極度額 30 億円）を、2026 年 10 月 22 日付で合意により解除しております（同契約に基づく借入れの実績はありません。）。また、当社は、2026 年９月 17 日付で、割当予定先との間で法務支援に関する契約（対価は月額 1,000,000 円（年間 12,000,000 円。消費税及び地方消費税を除きます。）、支援期間は 2026 年 10 月１日から 2027 年９月 30 日まで（更新条項あり））を締結しております（詳細は、2026 年９月 17 日付「親会社との法務支援に関する契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。）。さらに、当社は、前回第三者割当増資に際し、割当予定先との間で株式引受契約を締結しており、同契約に基づくロックアップ（譲渡制限）は 2026 年 10 月 22 日付で解除されております（同契約に定める買増し禁止条項の解除については、後記「６．(3)」参照）。上記のほか、当社と割当予定先との間に記載すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。
⑭　最近３年間の経営成績及び財政状態	

（単位：千円。国際会計基準（IFRS）に基づく連結数値）

決算期	2024 年３月期 （第 11 期）	2025 年３月期 （第 12 期）	2026 年３月期 （第 13 期）
売上収益	2,588,713	3,240,603	15,517,066
営業利益（△は損失）	△58,578	134,698	1,600,773
税引前利益（△は損失）	△70,399	127,513	1,420,463
親会社の所有者に帰属する当期利益（△は損失）	△198,696	77,838	△1,061,136

親会社の所有者に帰属する持分	1,643,786	1,743,163	10,891,467
資本合計	1,643,786	1,743,163	10,891,467
資産合計	3,001,561	3,164,047	18,896,397
1株当たり親会社所有者帰属持分（円）	3.79	4.02	21.84
基本的1株当たり当期利益（△は損失）（円）	△0.77	0.18	△2.25
1株当たり配当金（円）	－	－	1.00

（注）上記の各数値は、いずれも割当予定先の有価証券報告書の記載に基づくものであります。同社の2026年3月期に係る有価証券報告書によれば、同期においては暗号資産評価損4,846,532千円が計上されており、上記の営業利益及び税引前利益は当該評価損を計上した後の金額であります。
また、上記の1株当たり親会社所有者帰属持分は、親会社の所有者に帰属する持分を、発行済株式総数から自己株式数（割当予定先の連結子会社が保有する割当予定先株式を含みます。）を控除した株式数で除して算出されたものであります。

（注）1．上記の割当予定先の概要は、割当予定先が金商法及び上場規程に基づき開示している有価証券報告書、四半期決算短信その他の書類に基づく記載であります。

2．割当予定先は東京証券取引所グロース市場の上場会社であり、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日：2026年6月30日）において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が明記されております。当社は、これらの内容を確認した結果、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。なお、割当予定先は東京証券取引所の上場会社であるため、上場規程第421条第1項及び同施行規則第417条第1号eに定める確認書の提出は要しないものとされております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、前記「2．(3) ③他の資金調達方法との比較」記載の検討を経て本スキームによる資金調達を選択した上で、以下の①及び②に記載する検討を経て、コンヴァノ社を本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

① コンヴァノ社を割当予定先とすることが最適であると判断した理由

当社は、前記「2．(1)」記載の経緯を踏まえ、以下の(ｱ)ないし(ｶ)に記載する理由により、本第三者割当の割当予定先としてはコンヴァノ社が最も適切であり、かつ、他の候補先をもって代替することが困難であると判断いたしました。

(ｱ) 本件の資金使途の必要性及び金額の妥当性を、独自に検証した上で、当社が必要とする時期に引受けの判断を行うことができる候補先であること

本件の資金使途の前提となる経営課題は、前記「2．(1) ③」記載のとおり、割当予定先の指名に基づき就任した取締役及び割当予定先から派遣を受けた専門人材の関与の下で実施した既存事業の詳細な精査を通じてその対応に必要な資金の規模及び発生時期が見積もられたものであります。割当予定先は、当該精査の過程そのものに関与しており、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金の必要性、規模及び発生時期について、当社と同水準の理解を有しております。これに対し、当社と資本関係を有しない第三者に対しては、当社の未公表の業務執行に関する情報の管理上の制約から、同水準の情報を前提とした検討を求めることは困難であります。当社は、後記(ｴ)記載のとおり、割当予定先以外の複数の候補先に対しても引受けの打診を行いましたが、当該打診は公表済みの情報を前提とせざるを得なかったものであり、資金使途の妥当性について独自の検証を経た引受けの判断を期待し得る候補先は、割当予定先のほかに見出すことができませんでした。

(ｲ)　割当予定先による一連の資金供給の役割分担と整合すること

当社の資金需要は、前記「２．(1) ⑦」記載の資金使途の全体像に照らしますと、(i)ヘルスケア領域における M&A 関連資金及び事業投資資金と、(ii)既存事業に係る運転資金（前回第三者割当増資により充当することとされ、既に充当済みである運転資金 35 百万円を除きます。）及びトレカ事業に係る在庫入替資金の２つに大別することができ、上記(i)については前回第三者割当増資により調達した資金の範囲内において充当する方針が既に確立されております（当該範囲を超える大型の M&A は当面行わない方針であります。）。本第三者割当は、上記(ii)のうちトレカ事業に係る商品仕入資金及び在庫入替資金に対応するものとして、割当予定先による当該一連の資金供給の枠組みを補完するものであります（本第三者割当により調達する資金の使途は、前記「３．(2)」記載のとおり、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金に限られます。）。これらを同一の相手方が担うことにより、資金使途の重複又は空白を生じさせることなく、当社の資金需要の全体像を共有した上で資金供給を受けることが可能となります。

(ｳ)　当社の企業価値の変動を最も大きく共有する立場にあり、自らリスクを負担して追加の出資を行うこと

割当予定先は、本第三者割当の実行前から当社の議決権の 68.91％を保有する親会社であり、当社の企業価値の変動を最も大きく共有する立場にあります。割当予定先が本新株予約権を引き受け、これを行使して追加的に資金を投下することは、当社の企業価値の変動による損益を最も大きく引き受ける立場にある者が、自らの計算においてリスクを負担して追加的な出資を行うものであり、黒字化が非常に難易度の高い課題である当社の既存事業の事業基盤の維持を資本面から支えるものであります。なお、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、当社株式の流動性及び流通株式比率を考慮し、適切なタイミングで売却する予定であり、その詳細は後記「６．(3)」に記載のとおりであります。

(ｴ)　行使価額を固定し、かつディスカウント率を日証協指針に定める基準に適合する水準とする条件による引受けに応諾した唯一の候補先であること

当社は、本スキームによる資金調達を実行するに当たり、割当予定先以外の複数の候補先に対しても本新株予約権の引受けについて打診を行いました。しかしながら、行使価額が固定され、ディスカウント率が本件と同一であり、かつ本件と同様に行使停止指定条項、取得条項及び譲渡制限条項が付される条件による引受けについては、いずれの候補先からも応諾を得ることができませんでした。行使価額の修正条項を付すことを前提とする提案も受けましたが、当該条件は、前記「２．(3) ③」記載のとおり、株価下落局面においては行使価額の下方修正により同一の希薄化に対して調達額が減少し、既存株主の皆様の持分の希薄化に見合う資金を確保できないおそれがあるため、既存株主の皆様の利益により配慮した条件とはいえないと判断いたしました。

(ｵ)　上場会社としての地位の維持を通じた既存株主の皆様の投資回収機会の確保に資すること

前記「２．(1) ④」及び「２．(1) ⑤」記載のとおり、割当予定先による資本参加は、上場維持基準への適合をもたらし、また、本ファシリティ契約の締結とあわせて 2026 年８月における継続企業の前提に関する注記の解消をもたらしました（なお、2026 年 10 月 22 日付で本ファシリティ契約を解除しておりますが、前記「２．(1) ⑤」記載のとおり、当社は、本新株予約権の行使による資金調達が一定程度見込まれること等を総合的に勘案し、2026 年９月期の決算においても当該注記を記載しておらず、当該注記を要しない状況を維持しております。）。当社は、既存事業の事業基盤を維持しつつ上場維持基準への安定的な適合を継続することが既存株主の皆様の投資回収機会を確保する上で不可欠であると認識しており、その原資を割当予定先からの継続的な資本支援によって確保することが、当社及び既存株主の皆様の利益に最も適うものと判断いたしました。

(ｶ)　当社の急激な事業環境の変化に理解を示し、親会社として当社の利益を十分に勘案した上で、追加の出資に協力的な姿勢を示していること

前記「２．(1) ①」及び「２．(1) ②」記載のとおり、当社は、前回第三者割当増資の実施後、アクセルメディカ社の清算方針の決定、トレーディングカード相場の下落に伴うトレカ事業の赤字幅の大幅な拡大、並びにオリパの販売を巡る訴訟の提起に伴う社会的な情勢の変化という不測の事態に相次いで直面し、財務戦略の大幅な転換を余儀なくされました。コンヴァノ社は、当社の置かれた状況及び事業の継続に係る見通しについて当社から説明を受け、このような当社の事業環境の急激な変化に理解を示した上で、当

社からの申入れに応じ、違約金その他の金銭的な負担を当社に求めることなく、本ファシリティ契約の解除に合意いたしました（なお、本ファシリティ契約の解除により、コンヴァノ社は本ファシリティ契約に基づく貸付けの義務を免れており、当社は、本ファシリティにより調達することができたはずの資金を調達できなくなり、前回第三者割当増資の発行条件の合理性の評価において考慮した本ファシリティの経済的効果は実現しないこととなります（前記「２．(3) ③」参照)。当社は、本ファシリティ契約の解除が当社及び少数株主の皆様にこのような影響を及ぼすものであることを認識しております。なお、2026 年８月における継続企業の前提に関する注記の解消は本ファシリティに基づく資金調達枠の確保を前提としていたものでありますが、本ファシリティ契約の解除後の継続企業の前提に関する評価については、前記「２．(1) ⑤」に記載のとおりであります。また、本ファシリティ契約の解除は、当社の財務戦略の転換によるものであり、本第三者割当の実施を条件とするものではありません。)。また、コンヴァノ社は、当社に対する支援方針に変更はなく、親会社として、当社が返済を要しないエクイティによる資金調達を中心として事業の継続に必要な資金を機動的に確保することを支持し、必要な支援を行う方針である旨を公表しております（同社 2026 年 10 月 22 日付「連結子会社であるアクセルマーク株式会社とのコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の解除に関するお知らせ」及び「連結子会社であるアクセルマーク株式会社の株式に係るロックアップ（譲渡制限）の解除に関するお知らせ」参照)。当社は、コンヴァノ社から、当社が借入れから返済を要しないエクイティによる資金調達へと財務戦略を転換したことを踏まえ、親会社として当社の利益を十分に勘案した上で本新株予約権の引受けに応じる旨の説明を受けており、同社は、前記(ｴ)記載のとおり、他の候補先がいずれも応諾しなかった条件、すなわち行使価額を固定し、ディスカウント率を日証協指針に定める基準の範囲内である 8.82%とし、かつ、当社が行使停止指定条項及び取得条項に基づき資金調達及び希薄化の進行を調整し得る条件による引受けに応諾しております（もっとも、本新株予約権の行使は同社の判断に委ねられており、同社は行使の義務を負うものではありません。)。当社は、コンヴァノ社が当社の急激な事業環境の変化に理解を示し、当社及び既存株主の皆様の利益に配慮した条件による追加の出資にも協力的な姿勢を示していることは、同社を割当予定先とすることの合理性を基礎付ける重要な事情であると判断しております。

② 支配株主を割当予定先とすることに伴う留意点についての検討

当社は、支配株主であるコンヴァノ社を割当予定先とすることが、同社の議決権比率を 68.91%から最大 73.61%（本新株予約権の全部が行使され、同社が当該行使により取得した株式の全部を保有した場合）まで上昇させ、少数株主の皆様との間の構造的な利益相反関係を一層強めるものであることを認識しております。具体的には、(ｱ)本第三者割当により割当予定先の議決権比率がさらに上昇し、少数株主の皆様の意向が当社の経営に反映される余地が一層限定されること、(ｲ)本新株予約権の発行条件は支配株主である割当予定先との間の交渉により決定されるものであり、独立した当事者間の取引と同視し得る交渉環境の確保には構造的な制約があること、及び(ｳ)今後もコンヴァノ社を割当先とする資金調達が反復される場合には、少数株主の皆様の持株比率が累積的に低下し得ることを、本件の留意点として認識しております。当社は、前記「５．(3)」記載の各措置を講じた上で、上記①記載の事情に照らし、当該留意点を踏まえてもなお、コンヴァノ社を割当予定先とすることの必要性及び相当性が認められるものと判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、2026 年 11 月９日付で、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、当社株式の市場における流動性及び流通株式比率を考慮し、市場への影響に配慮しながら、適切なタイミングで売却する予定であり、長期保有を前提としていない旨、並びに当社株価が本新株予約権の行使価額を上回る局面においては当社の資金需要の発生状況に応じて本新株予約権を行使する意向である旨（ただし、当該書面は、割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付けるものではありません。）を記載した、保有方針に関する書面を受領しております。また、当社は、割当予定先から、本新株予約権自体の保有方針について、当社の資金需要の発生状況に応じて本新株予約権を速やかかつ機動的に行使するため、行使するまでの間は本新株予約権を保有し、第三者に譲渡することは考えていない旨を確認しております。なお、本新株予約権については、本買受契約において、当社の書面による事前の同意がない限り、第三者に譲渡してはならないものとされております（前記「２．(2) ④」参照)。

当社株式の流通株式比率は、前回第三者割当増資により割当予定先が当社の議決権の 68.91%を保有することとなった結果、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準に定める流通株式比率（25%以上）に近接する水準にとどまっており、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式を保有し続けた場合には、流通株式比率は更に低下することとなります（前記「２．(1) ④」参照）。当社は、割当予定先から、当該株式の売却により、当社株式の流通株式比率の同基準への適合の維持及びその改善並びに当社株式の市場における流動性の向上に資することを企図している旨、並びに売却の時期、数量及び方法については、当社株式の株価及び出来高の動向その他の市場環境を勘案し、市場への影響に配慮して決定する予定であり、本日現在、具体的に決定しているものはない旨の説明を受けております。また、当社は、割当予定先から、当該売却に当たっては、金商法その他の関係法令（いわゆるインサイダー取引規制を含みます。）を遵守する旨の説明を受けております。なお、割当予定先による当社株式の売却の状況は、金商法に基づく大量保有報告書に係る変更報告書等により開示されることとなります。

なお、前回第三者割当増資により割当予定先が取得した当社普通株式 45,000,000 株に係る譲渡制限（ロックアップ）は、2026 年 10 月 22 日付で、当社と割当予定先との合意により解除されております。当該解除は、当該ロックアップの当初の目的であった上場維持基準への適合及び増資直後の短期的な市場売却による当社株価への影響の抑制が達成されたことを踏まえ、親子上場に伴う課題への対応に関する当社と割当予定先との協議の結果として、少数株主の皆様の利益及び当社株式の流動性の観点並びに今後の資金調達に向けた環境整備の観点から行われたものであります（同日付「親会社である株式会社コンヴァノとの間のロックアップ（譲渡制限）の解除に関するお知らせ」参照）。割当予定先は、前回第三者割当増資に際し、同増資により取得した当社普通株式を中長期的に保有する方針である旨を表明しておりましたが、当該ロックアップの解除後は、当該方針を前提としつつも、当社株式の市場における流動性及び流通株式比率の状況に鑑み、必要に応じて当該株式の一部の売却を機動的に検討する方針である旨を表明しております（同お知らせ参照）。当社は、親会社の持株比率の固定化は少数株主の皆様の利益保護及び当社株式の市場流動性の観点から望ましくないものと考えており、当該方針に基づく処分は、当社株式の流通株式比率の改善及び市場流動性の向上に資するものと認識しております。なお、前回第三者割当増資に係る株式引受契約においては、ロックアップ期間（払込期日から起算して６か月間）中、当社の書面による事前の同意がない限り、割当予定先が当社の株式等（新株予約権を含みます。）を取得することを制限する旨の条項（買増し禁止条項）が定められておりますが、当社は、割当予定先による本新株予約権の引受け及びその行使による当社普通株式の取得を可能とするため、本取締役会の決議に基づき、本取締役会決議日付で、割当予定先との間で同条項を解除する旨の合意書を締結しております。当該解除は、同条項を解除するのみであり、その対価として当社に金銭の支払その他の負担が課されるものではなく、同契約のその他の条項（割当予定先が前回第三者割当増資により取得した当社普通株式を同増資の払込期日から２年以内に処分した場合の当社に対する報告義務を含みます。）は、当該解除後も引き続き有効に存続いたします。また、前回第三者割当増資により取得した株式の保有に変動がないものと仮定した場合、本新株予約権の行使により取得する株式の全部を売却したときの割当予定先の議決権比率は 58.47%であり、当社が割当予定先の連結子会社でなくなるものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株予約権の発行価額の総額（6,174,500 円）の払込みに必要な資金を自己資金により確保している旨の表明を受けております。当社は、当該表明を裏付ける客観的資料として、割当予定先から、以下の(ｱ)及び(ｲ)の各資料の提出を受け、その内容を慎重に確認いたしました。

(ｱ) 割当予定先の 2026 年３月期に係る連結財務諸表及び 2027 年３月期第１四半期（2026 年６月 30 日現在）に係る要約四半期連結財務諸表（同社が 2026 年８月 14 日に公表した「2027 年３月期 第１四半期決算短信〔ＩＦＲＳ〕(連結)」に記載のもの）

(ｲ) 金融機関が発行した預金残高証明書（2026 年 11 月 10 日時点）

また、本新株予約権の行使に要する資金（全部行使の場合 361,150,000 円）については、割当予定先から、自己資金により充当することを予定している旨の説明を受けております。当社は、割当予定先から提出を受けた 2026 年 11 月 10 日時点の預金残高証明書により、同社が、本新株予約権の発行価額の総額

（6,174,500 円）及び全部行使に要する金額（361,150,000 円）の合計額 367,324,500 円を上回る預金残高を有することを確認しております。当社は、本新株予約権の払込期日までに、割当予定先から直近の預金残高証明書その他の資料の提出を受け、払込みに要する資金の状況を改めて確認する予定であります。以上の確認の結果、本新株予約権の払込み及び行使に要する資金の確保について、現時点において特段の問題は認められないものと判断しております。もっとも、本新株予約権の行使は行使期間を通じて段階的に行われるものであり、各行使時点における割当予定先の資金の状況を現時点において確定的に確認することはできません。

(5) その他

当社は、本件の実行に関連して、割当予定先との間で、金商法に基づく届出の効力発生後の 2026 年 11 月 30 日付で本買受契約を締結する予定であります。本買受契約の概要は、以下のとおりであります。

契約当事者	当社及び割当予定先
契約の目的	本新株予約権の総数の引受けを行うこと及び本第三者割当に係る本新株予約権の引受けの条件を定めること（会社法第 244 条第 1 項に定める総数引受契約に該当し、本取締役会において同条第 3 項第 2 号に基づく承認を決議しております。）
主要条項	① 割当個数、発行価額、払込期日 ② 表明及び保証 ③ 前提条件（金商法に基づく届出の効力発生を含む。） ④ 譲渡制限条項（下記（注）参照） ⑤ 誓約事項（当社の求めに応じた行使状況及び行使により取得した当社普通株式の保有状況の報告義務、支援方針、行使の意向及び売却の予定に重要な変更が生じた場合の通知義務等） ⑥ 解除事由 ⑦ 準拠法（日本法）及び専属的合意管轄（東京地方裁判所）

（注）譲渡制限条項　割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとされます。なお、本新株予約権の譲渡については、発行要項第 20 項においても当社取締役会の承認を要するものとされております。また、本買受契約には、割当予定先に本新株予約権の行使を義務付ける条項及び本新株予約権の行使数量を制限する条項は定められておりません。

7．募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026 年 9 月 30 日現在）	
株主名	持株比率
株式会社コンヴァノ	68.90%
遠藤　英子	1.63%
楽天証券株式会社共有口	1.60%
新沼　吾史	0.85%
水上　広志	0.43%
後藤　みどり	0.38%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW（常任代理人　野村證券株式会社）	0.38%
黒木　紀光	0.37%
熊谷　正昭	0.37%
安本　匠	0.32%

（注）1．募集前の大株主及び持株比率は、2026 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2．割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、当社株式の流動性

及び流通株式比率を考慮し、適切なタイミングで売却する予定であり、長期保有を前提としていないため（前記「６．(3)」参照）、本新株予約権の行使後の大株主及び持株比率は記載しておりません。本新株予約権の全部が行使され、割当予定先が当該行使により取得した株式の全部を保有した場合の影響については、前記「２．(1) ④」及び「６．(2) ②」をご参照ください。

３．持株比率は、発行済株式総数から自己株式数（33 株）を控除した株式数に対する保有株式数の割合であり、小数点第３位を四捨五入して記載しております。

４．割当予定先は、本新株予約権の行使前においても当社の議決権の 68.91%（議決権ベース。上記の表の持株比率は自己株式を控除した株式数を基礎とする株式ベースの数値であります。）を保有する親会社かつ支配株主であり、本第三者割当の実行前後を通じて、支配株主の異動は生じません。

８．今後の見通し

本第三者割当により調達する資金は、前記「３．(2) 調達する資金の具体的な使途」記載のとおり、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金に充当する予定であります。

本第三者割当が当社の連結業績に与える影響につきましては、本日公表の「2026 年９月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の 2027 年 12 月期の連結業績予想に織り込み済みであります（当該連結業績予想は、本第三者割当による資金調達が行われ、トレカ事業に係る在庫入替資金及び商品仕入資金が確保されることを前提として策定したものであります。）。なお、当該連結業績予想には、在庫の入替えによるトレカ事業の収益性の改善の可能性（前記「２．(1) ⑥」参照）は織り込んでおりません。在庫の入替え後にトレーディングカードの相場が更に下落した場合には、当該改善が実現しない可能性があるほか、在庫の評価損失が生じる可能性があります。

９．企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当単独の希薄化率は 17.84%であり、上場規程第 432 条に定める 25%の基準を下回ります。また、本第三者割当により当社の支配株主の異動が生じるものではありません。もっとも、同条に定める希薄化率は、第三者割当を短期間（６か月を目安とされております。）に複数回実施する場合には、これらの第三者割当を一体とみなして算定するものとされております。前回第三者割当増資に係る払込みは本取締役会決議日から６か月以内である 2026 年７月２日に完了しておりますので、当社は、本第三者割当と前回第三者割当増資とを一体とみなして同条に定める希薄化率を算定いたしました。その結果、当該希薄化率は 278.97%（前回第三者割当増資に係る議決権の数 450,000 個に本第三者割当に係る議決権の数 116,500 個を加えた 566,500 個を、前回第三者割当増資に係る募集事項の決定前における当社の議決権の総数 203,065 個で除して得た割合をいいます。）となり、同条に定める 25%以上に該当いたします。なお、当該希薄化率は、上場規程及び同施行規則に定める希薄化率 300%超の基準（いわゆる「300%ルール」）を下回る水準にあります。前回開示「Ⅰ．５．(2) ①」において記載した前回第三者割当増資に係る希薄化率（221.53%）は、同増資により交付した株式数（45,000,000 株）を同増資に係る募集事項の決定前における当社の発行済株式総数（20,313,200 株）で除して得た株式数ベースの数値であり、これを上記と同じ議決権ベースにより算定した数値は 221.60%（450,000 個÷203,065 個）であります。また、本第三者割当に係る部分を上記と同じ議決権の総数（203,065 個）を分母として算定した割合は 57.37%（116,500 個÷203,065 個）であり、2026 年９月 30 日現在の当社議決権総数（653,065 個）を分母として算定した本第三者割当単独の希薄化率は 17.84%であります（前記「５．(2) ①」参照）。

前回第三者割当増資につきましては、2026 年７月２日開催の当社臨時株主総会において大規模な第三者割当に係る株主意思確認の議案が承認可決されており、同条に定める株主の意思を確認する手続を経ておりますが、当該手続は前回第三者割当増資を対象とするものであります。そこで、当社は、本第三者割当につきましては、同条に定めるもう一方の手続である、経営者から一定程度独立した者による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手により対応することとし、前記「５．(3) ②」記載のとおり、本取締役会に先立ち、第三者委員会から当該意見を入手しております。当社は、株主総会の決議による株主の意思確認

の手続は行っておりません。

当社取締役会は、①本第三者割当単独の希薄化率が 17.84%にとどまり、前回第三者割当増資と一体とみなして算定した希薄化率（278.97%）についても、いわゆる「300%ルール」の基準を下回る水準にあること、②行使価額が固定されており、株価の下落に伴って交付される株式の数が増加することがないこと、③調達する資金がいずれもトレカ事業に係る商品仕入資金（既存事業の事業基盤の維持に不可欠な運転資金）及び同事業の収益構造の改革に必要な在庫入替資金に充当され、長期的な収益性の改善を通じて当社の企業価値の維持及び向上に資するものであること、及び④割当予定先による本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の売却は、当社株式の流動性及び流通株式比率を考慮し、市場への影響に配慮して適切なタイミングで行われる予定であることを総合的に勘案し、本第三者割当による既存株主への影響は合理的な範囲内にあるものと判断いたしました。当該判断は、本取締役会において、割当予定先の取締役を兼務する当社の取締役１名を除く出席取締役の全員一致により行われたものであります。当社の社外取締役から、当該判断と異なる意見の申出はありません。

また、本第三者割当は上場規程第 441 条の２に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するため、当社は、後記「１０．支配株主との取引等に関する事項」記載の手続を実施しております。

１０.支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等に該当する事実の有無

割当予定先であるコンヴァノ社は、前回第三者割当増資により、当社の議決権の 68.91%を保有する親会社かつ支配株主に該当しております。本第三者割当は、当社の支配株主を割当予定先とする第三者割当であり、かつ、本新株予約権の発行価額の総額及びその行使に際して出資される財産の価額の合計額が 367,324,500 円と１億円以上であることから、上場規程第 441 条の２及び同施行規則第 436 条の４に定める「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。なお、本第三者割当単独の希薄化率（17.84%）は上場規程第 432 条に定める 25%の基準を下回る水準にありますが（本第三者割当と前回第三者割当増資とを一体とみなして算定した希薄化率については、前記「９．企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおりであります。）、同条に定める基準と同第 441 条の２の該当性とは別個のものであり、希薄化率の水準が同第 441 条の２の該当性に影響を及ぼすものではありません。

(2) 少数株主保護の方策に関する指針の遵守状況

当社は、2026 年 10 月 22 日提出のコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引等を行う場合には、その必要性及び取引条件の妥当性について、独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議の上決定するとともに、当該支配株主からの独立性を有する者から少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手する旨を定めております。当社は、本件について、当該指針に従い、前記「５．(3)」及び後記（3）に記載する各手続を実施しております。

(3) 支配株主からの独立性を有する者による意見の入手

当社は、本第三者割当を行うことについての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことについて、当社の支配株主であるコンヴァノ社及び当社の経営者から独立した委員（弁護士　門松優介氏（弁護士法人 ANSWERZ）、公認会計士　奥山結紀氏（奥山結紀公認会計士事務所代表）及び当社の独立社外取締役（監査等委員）である弓削田浩主氏の３名）で構成される第三者委員会から、本取締役会に先立ち、2026 年 11 月 13 日付で表明された、以下の①ないし④の内容の意見を入手しております。当該意見は、本第三者割当に係る開示書類（最終ドラフト）、当社の公表資料及び第三者委員会の質問に対する当社担当者からの回答等に基づき、本第三者算定機関の算定書を確認した上で表明されたものであります。

① 本第三者割当による資金調達の必要性及び相当性が合理的に認められること（その概要は、前記「５．(3) ②(ｱ)」に記載のとおりであります。）。

② 本第三者割当に係る手続の公正性が担保されていること（その概要は、前記「５．(3) ②(ｱ)」に記載のとおりであります。）。

③　本第三者割当による資金調達は、既存事業の運転資金の不足を回避し、継続企業の前提に関する注記の記載を要する事態の回避及び上場維持基準への不適合のおそれを軽減することにも寄与するものであること。

④　前記「５．(3) ②(ｱ)」記載の相当性に関する意見のとおり、本第三者割当の条件は、支配株主である割当予定先にとって特に有利な内容ではなく、少数株主の利益を害するものとは認められないこと。

以上から、第三者委員会は、本第三者割当についての決定は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を表明しております。当社取締役会は、当該意見の内容を十分に尊重した上で、本件を決議いたしました。

(4) 支配株主との取引等に係る今後の対応

当社は、本件実行後においても、支配株主である割当予定先と当社との間の利益相反取引の適正性を確保するため、上場規程第 441 条の２に基づく意見の入手を含め、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に定める支配株主との取引等に関するガバナンス体制（独立社外取締役の職務の明確化、利益相反取引に関する社内手続の整備、少数株主保護のための決議・開示手続等）に従い、適切な対応を行う方針であります。なお、2026 年９月 17 日付で締結した法務支援に関する契約に基づく支援の実施状況及び対価の妥当性についても、四半期ごとに当社の監査等委員会に報告する体制としております。

１１.最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近３年間の業績

（単位：千円）

	2024 年９月期	2025 年９月期	2026 年９月期
売　上　高	1,584,443	973,566	1,264,508
営業損失（△）	△305,452	△520,283	△497,582
経常損失（△）	△250,164	△672,303	△555,096
当　期　純　損　失（△）	△388,567	△763,131	△762,281
１株当たり当期純損失（△）（円）	△36.50	△49.58	△24.36
１株当たり配当金（円）	－	－	－
１株当たり純資産額（円）	43.11	40.87	15.33

（注）１．当社は、2025 年９月期より連結決算に移行しているため、2025 年９月期及び 2026 年９月期の数値は連結決算に基づく数値（当期純損失は親会社株主に帰属する当期純損失）であり、2024 年９月期の数値については単体決算に基づく数値を記載しております。

２．2026 年９月期の数値は、本日公表の「2026 年９月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に基づくものであります。

(2) 本日現在の発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発　行　済　株　式　数	65,313,200 株 （うち自己株式 33 株）	100％
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,230,000 株	3.41％

（注）１．上記の比率は、小数第３位を四捨五入して算出しております。

２．上記潜在株式数は、第 33 回新株予約権に係る潜在株式であります。なお、当社は、第 26 回新株予約権及び第 28 回新株予約権の全部並びに第 33 回新株予約権の一部（当社元取締役１名の保有分 12,000 個）を取得し、本日、消却しております（本日付「第 26 回新株予約権及び第 28 回新株予約権の全部並びに第 33 回新株予約権の一部の取得・消却に関するお知らせ」参照）。

(3) 最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2024年9月期	2025年9月期	2026年9月期
始　　値	255円	136円	105円
高　　値	326円	238円	121円
安　　値	107円	79円	48円
終　　値	136円	104円	89円

② 最近６か月間の状況

	2026年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
始　　値	88	76	68	88	87	33
高　　値	118	87	92	100	91	34
安　　値	52	63	66	81	33	24
終　　値	78	68	88	89	33	34

（注） 単位は円であります。なお、2026年11月の株価については、2026年11月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年11月12日
始　　値	32円
高　　値	34円
安　　値	32円
終　　値	34円

(4) 最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

最近３年間において当社が実施したエクイティ・ファイナンスによる資金調達の状況は、以下の(ｱ)ないし(ｳ)に記載するとおりであります。なお、第28回新株予約権及び第33回新株予約権は、当社の取締役及び従業員等に対するインセンティブとして発行したストック・オプションであり、資金調達を目的とするものではないため、以下には記載しておりません。

(ｱ) 第三者割当による新株式の発行

払込期日	2026年７月２日
発行新株式数	当社普通株式　45,000,000株
発行価額	１株につき20円
調達資金の額	900,000,000円（差引手取概算額867,000,000円）
割当先	株式会社コンヴァノ
募集時における 発行済株式総数	20,313,200株
発行時における当初の 資金使途及び支出予定時期	①　運転資金：35百万円（2026年7月～2026年9月） ②　ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金：832百万円（2026年10月～2028年12月）
現時点における充当状況	①　35百万円 ②　20百万円

(ｲ)　第三者割当による第 31 回新株予約権及び第 32 回新株予約権の発行

割当日	2025 年 11 月 19 日
発行新株予約権数	146,280 個（第 31 回新株予約権：129,350 個、第 32 回新株予約権：16,930 個）
発行価額	総額 12,305,180 円（第 31 回：1 個当たり 95 円、第 32 回：1 個当たり 1 円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	1,445,849,180 円 （差引手取概算額：1,423,699,180 円）
割当先	Cantor Fitzgerald Europe
当該募集による潜在株式数	14,628,000 株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：8,186 個（第 31 回：8,186 個、第 32 回：０個） 2026 年４月７日付で、残存する新株予約権の全部について取得及び消却を完了しております。
現時点における調達した 資金の額（差引手取概算額）	64 百万円
募集時における 発行済株式総数	19,494,600 株
発行時における当初の 資金使途及び支出予定時期	①　ビューティー＆ウェルネス事業拡大に関する費用：300 百万円（2025 年 11 月～2027 年 12 月） ②　トレカ事業拡大における店舗展開及び EC サイト構築等に関する費用：400 百万円（2025 年 11 月～2028 年 9 月） ③　グループ全体の企業価値向上及びシナジー創出に資する子会社等への成長投資費用（子会社への貸付金）：223 百万円（2025 年 11 月～2026 年 9 月） ④　M&A 及び資本業務提携に関する費用：500 百万円（2025 年 11 月～2028 年 12 月）
現時点における充当状況	①　41 百万円 ②　23 百万円 （第 31 回新株予約権及び第 32 回新株予約権は 2026 年４月７日付で残存する全部について取得及び消却を完了しているため、上記の資金使途のうち充当が完了していない部分については、前回開示「Ⅰ．14.（4）」の（注）３において本ファシリティ契約により充当する旨を記載しておりましたが、本ファシリティ契約は 2026 年 10 月 22 日付で解除しているため、前記「２．（1）②」記載の方針の下で、その要否を含めて改めて検討いたします。なお、本第三者割当により調達する資金をこれに充当することは予定しておりません。）

(ｳ)　第三者割当による第 29 回新株予約権及び第 30 回新株予約権の発行

割当日	2024 年 11 月 11 日
発行新株予約権数	103,000 個（第 29 回新株予約権：73,966 個、第 30 回新株予約権：29,034 個）
発行価額	総額 6,404,660 円（第 29 回：1 個当たり 65 円、第 30 回：1 個当たり 55 円）
発行時における 調達予定資金の額	1,211,504,660 円 （差引手取概算額：1,191,494,660 円）

（差引手取概算額）	
割当先	第29回新株予約権　Cantor Fitzgerald Europe　73,966個 第30回新株予約権　Cantor Fitzgerald Europe　14,517個／G Future Fund 1号投資事業有限責任組合　14,517個
当該募集による潜在株式数	10,300,000株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：88,483個（第29回：73,966個、第30回：14,517個） 第30回新株予約権については、2026年1月15日付で残存する新株予約権の全部について取得及び消却を完了しております。
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	1,112百万円
募集時における発行済株式総数	10,646,300株
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	①　トレカ事業拡大における新規出店及びEC サイト構築等に関する費用：400百万円（2024年11月～2026年12月） ②　M&A及び資本業務提携に関する費用：616百万円（2025年1月～2027年12月） ③　ヘルスケア事業拡大における共同事業推進に関する費用：175 百万円（2025年6月～2027年12月） （注）2025年10月30日付「第２回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還並びに第29回新株予約権及び第30回新株予約権の資金使途の変更に関するお知らせ」により、資金使途及び支出予定時期を変更しております。変更後の資金使途は、下記「現時点における充当状況」欄記載のとおりであります。
現時点における充当状況	①　トレカ事業拡大における新規出店及びEC サイト構築等に関する費用並びに運転資金など：400百万円（充当済み） ②　M&A及び資本業務提携に関する費用：224百万円（うち充当済み171百万円） ③　ヘルスケア事業拡大における事業開発費用など：175百万円（うち充当済み148百万円） ④　第２回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還：392百万円（充当済み）

以上

（別紙）

アクセルマーク株式会社

第 34 回新株予約権（行使価額固定型）

発行要項

本要項は、アクセルマーク株式会社（以下「当社」という。）が 2026 年 11 月 13 日付の取締役会の決議に基づいて 2026 年 11 月 30 日に発行するアクセルマーク株式会社第 34 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数

 116,500 個

2. 本新株予約権の払込金額の総額

 金 6,174,500 円

3. 本新株予約権の申込期日

 2026 年 11 月 30 日

4. 本新株予約権の割当日及び払込期日

 2026 年 11 月 30 日

5. 募集の方法

 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社コンヴァノに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 11,650,000 株とする。（本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は 100 株とする。）

 但し、第 7 項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

 (1) 当社が第 12 項の規定に従って行使価額（第 10 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

 調整後交付株式数 ＝（調整前交付株式数 × 調整前行使価額）÷ 調整後行使価額

 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 12 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

 (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 12 項第(1)号及び第(2)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。但し、第 12 項第(2)号による調整の場合は、同項第(3)号により当社が通知する調整後行使価額の適用日と同日とする。

 (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権１個当たり金 53 円（本新株予約権の払込金額の総額 6,174,500 円）

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権１個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第 12 項によって調整された場合は、調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 31 円とする。

11. 行使価額の修正

行使価額は、修正されないものとする。

12. 行使価額の調整

(1) 当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の分割を行う場合には、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとし、当該株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 × １ ÷ 株式の分割の比率

(2) 次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。

(3) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

(4) 当社は、本項第(1)号及び第(2)号に定める場合を除き、行使価額の調整を行わない。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

2026 年 12 月 1 日から 2028 年 11 月 30 日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令若しくは行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。）をいう。

14. 本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 本新株予約権者は、当社が第 15 項第(6)号に定める行使停止期間を指定した場合、当該行使停止期間中（当該指定が撤回され、又は当該行使停止期間がその効力を失った後の期間を除く。）は、本新株予約権を行使することができない。

15. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件並びに行使停止期間の指定

(1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。）第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会の決議により定める取得日の 20 営業日前までに本新株予約権者に対する書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権１個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、取得する本新株予約権を按分比例の方法により決定するものとし、当社は、会社法第 274 条第 1 項及び第 2 項に従い、取得する本新株予約権を上記の取締役会の決議によって定めた上で、同条第 3 項の規定による通知を、上記の書面による通知と併せて行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第 273 条の規定に従って通知を行った上で、当社取締役会の決議により定める取得日に、本新株予約権１個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の 50%以上、又は、発行済の持分の 50%以上が、直接又は間接的に、他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

(3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第 273 条の規定に従って通知を行った上で、当社取締役会の決議により定める取得日に、本新株予約権１個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第 273 条の規定に従って通知を行った上で、当社取締役会の決議により定める取得日に、本新株予約権１個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日から２週間後の日（当該日が営業日でない場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権１個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、当該取得の事由が生じた場合には、会社法第 275 条第 4 項の規定に従い、その旨を本新株予約権者に遅滞なく通知する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは、当社に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事

由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表若しくは連結財務諸表において債務超過となった場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して６ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態が解消されなかった場合をいう。

(6) 当社は、当社の株価動向、資金需要の状況その他の事情を勘案し、行使停止期間の開始日の２営業日前までに本新株予約権者に対して書面により通知することにより、本新株予約権の行使を停止すべき期間（以下「行使停止期間」という。）を指定することができる。当社は、当該指定を撤回することができる。当社は、行使停止期間を指定した場合及び当該指定を撤回した場合には、その旨を速やかに開示する。但し、当社が本項第(1)号乃至第(4)号に基づく本新株予約権の取得に係る通知を行った場合には、当社は、当該通知の日から当該取得日までの期間について行使停止期間を指定することができず、かつ、当該通知の日において既に指定されている行使停止期間（当該通知の日後に開始するものを含む。）は、当該通知の日をもってその効力を失うものとする。また、本項第(5)号に定める取得の事由が生じた場合には、当社は、当該事由が生じた日から当該取得日までの期間について行使停止期間を指定することができず、かつ、当該事由が生じた日において既に指定されている行使停止期間（同日後に開始するものを含む。）は、同日をもってその効力を失うものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第13項に定める行使期間中に第18項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、第18項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

18. 行使請求受付場所

アクセルマーク株式会社　管理本部

東京都中野区本町一丁目３２番２号　ハーモニータワー１７階

19. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社三菱ＵＦＪ銀行　新宿中央支店（東京都新宿区西新宿一丁目６番１号）

20. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

21. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法その他の法律の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定をこれらの法律に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

22. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律及びその他の関係法令に基

づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

23. その他

(1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上